

令和5年第3回(9月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 5 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 5 年 9 月 5 日 午前 9 時 2 6 分 宣 告 (第 1 日 目)																						
出 席 議 員	<table> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 吉 村 今 日 子</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 奥 山 一 臣</td> </tr> <tr> <td>5番 南 田 善 紀</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 辰 己 圭 一</td> <td>12番 先 山 哲 子</td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子	3番 南 真 紀	4番 奥 山 一 臣	5番 南 田 善 紀	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二	11番 辰 己 圭 一	12番 先 山 哲 子										
1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子																						
3番 南 真 紀	4番 奥 山 一 臣																						
5番 南 田 善 紀	6番 高 田 好 子																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂																						
9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二																						
11番 辰 己 圭 一	12番 先 山 哲 子																						
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 己 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 己 政 行	こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 己 政 行																						
こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																						

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	公平委員会委員長	伊 藤 良 隆
	農業委員会副会長	岡 田 哲 夫
	固定資産評価審査委員会委員長	瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 局長	吉 田 政 二
	議会事務局 主任	小 村 雄 一
町長提出議案の題目	同意第17号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	同意第18号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	同意第19号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	同意第20号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	同意第21号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	承認第9号	令和5年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
	認定第1号	令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	令和4年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
	認定第3号	令和4年度三郷町水道事業会計決算の認定について
	議案第30号	令和5年度三郷町一般会計補正予算（第5号）
	議案第31号	令和5年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）
	議案第32号	令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第33号	令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第34号	令和5年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第35号	令和4年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第36号	三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
	議案第37号	三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
	議案第38号	三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に

	<p>議案第39号 令和5年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について</p> <p>議案第40号 令和5年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の締結について</p> <p>報告第6号 令和4年度三郷町の財政の健全化判断比率について</p> <p>報告第7号 令和4年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第8号 令和4年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第9号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について</p> <p>報告第10号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について</p> <p>報告第11号 損賠賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第12号 損賠賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第13号 令和4年度ふるさと寄附金について</p> <p>報告第14号 寄附の受け入れについて</p> <p>報告第15号 寄附の受け入れについて</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5番 南 田 善 紀 6番 高 田 好 子

令和 5 年 第 3 回 (9 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 9 月 5 日

午前 9 時 2 6 分開議

日 程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 同意第 1 7 号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 4 | 同意第 1 8 号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 同意第 1 9 号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 同意第 2 0 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 同意第 2 1 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 9 | 承認第 9 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について |
| 第 1 0 | 認定第 1 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 1 | 認定第 2 号 | 令和 4 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について |
| 第 1 2 | 認定第 3 号 | 令和 4 年度三郷町水道事業会計決算の認定について |
| 第 1 3 | 認定第 3 0 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 第 1 4 | 議案第 3 1 号 | 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 7 | 議案第 3 4 号 | 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 4 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 1 9 | 議案第 3 6 号 | 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する |

- る条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 3 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 3 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 3 9 号 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について
- 第 2 3 議案第 4 0 号 令和 5 年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の締結について
- 第 2 4 報告第 6 号 令和 4 年度三郷町財政の健全化判断比率について
- 第 2 5 報告第 7 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 6 報告第 8 号 令和 4 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 7 報告第 9 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 8 報告第 1 0 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 9 報告第 1 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 3 0 報告第 1 2 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 3 1 報告第 1 3 号 令和 4 年ふるさと寄附金について
- 第 3 2 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 3 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 4 提案理由の説明
- 第 3 5 発議第 3 号 「健康保険証」の継続を求める意見書
- 第 3 6 令和 4 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 3 7 令和 4 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告
- 第 3 8 一般質問

開 会 午前 9時26分

〔開会宣告〕

議長（先山哲子） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第3回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（先山哲子） 町長から招集のご挨拶がございます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第36号によりまして、令和5年第3回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、連日災害級の記録的な猛暑が続いておりますが、コロナ禍を経て初めて本格的な夏を迎え、海水浴場や花火大会など夏の風物詩のにぎわいがようやく戻ってきたように感じます。

一方で、台風や不安定な気候による大雨が多発しており、先月14日には、台風7号の影響により今年に入って2度目となる避難所の開設を行い、7名の方が避難されました。季節柄、今後も複数の台風の発生が予想されることから、引き続き気候の状態を注視し、有事の際には迅速な対応ができるよう日頃から取り組んでまいります。

それでは、改めまして本定例会に提出いたします議案は、同意案件5件、諮問案件1件、承認案件1件、認定案件3件、議決案件11件、報告案件10件の計31件でございます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（先山哲子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、5番、南田善紀議員。6番、高田好子議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（先山哲子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間にした
いと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日ま
での10日間に決定いたしました。

〔議案朗読〕

議長（先山哲子） この際、日程第3、「同意第17号、公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて」から日程第33、「報告第15号、寄附の受け入れに
ついて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第17号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて

日程第 4 同意第18号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて

日程第 5 同意第19号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて

日程第 6 同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 7 同意第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 9 承認第 9号 令和5年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専
決処分について

日程第10 認定第 1号 令和4年度三郷町一般会計、特別歳入歳出決算の認
定について

日程第11 認定第 2号 令和4年度三郷町下水道事業会計決算の認定につ
いて

日程第12 認定第 3号 令和4年度三郷町水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第30号 令和5年度三郷町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 1 4 議案第 3 1 号 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 3 2 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 3 3 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第 1 7 議案第 3 4 号 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 3 5 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について
- 日程第 1 9 議案第 3 6 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基
準に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関
する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 3 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て
- 日程第 2 2 議案第 3 9 号 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約
の締結について
- 日程第 2 3 議案第 4 0 号 令和 5 年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の
締結について
- 日程第 2 4 報告第 6 号 令和 4 年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 日程第 2 5 報告第 7 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比
率について
- 日程第 2 6 報告第 8 号 令和 4 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率
について
- 日程第 2 7 報告第 9 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執
行の状況の点検及び評価の結果について
- 日程第 2 8 報告第 1 0 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況につい
て
- 日程第 2 9 報告第 1 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 3 0 報告第 1 2 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 3 1 報告第 1 3 号 令和 4 年度ふるさと寄附金について

日程第 3 2 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて

日程第 3 3 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） 日程第 3 4、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず、初めに同意第 1 7 号から同意第 1 9 号、「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、現委員 3 名の任期が本年 9 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。

稲森光江氏におかれましては、平成 1 5 年 1 0 月から、伊東良隆氏、安井稔昌氏の両氏におかれましては、令和元年 1 0 月から委員に就任していただいております。豊富な経験と優れた識見をお持ちであることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「同意第 2 0 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の木部直樹氏の任期が本年 9 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。

木部氏におかれましては、平成 3 1 年 3 月から委員として職務を遂行していただいております。豊富な経験と優れた識見、公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「同意第 2 1 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の芝崎善彦氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴うものであります。

芝崎氏におかれましては、平成19年10月から4期16年にわたり、教育委員として本町の教育行政の発展に多大なご尽力をいただきましたが、このたびの任期満了を契機に退任の意向を示されました。このことから、今回、篠原英子氏を教育委員として選任したいと考えるものであります。

篠原氏におかれましては、乳児院での長年の勤務経験を生かし、子育て支援センターちいすてっぷにおいて、開設当初から指導員として携わっておられ、豊富な経験と優れた識見をお持ちであり、人格も高潔であることから、教育委員会委員として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の寺内一秀氏の任期が本年12月31日付をもって満了となることに伴うものであります。

寺内氏におかれましては、5期15年にわたり人権擁護委員として、人権相談や人権啓発活動に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き寺内氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第9号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。

既決予算に4,839万4,000円を追加し、補正後の予算総額を114億7,073万7,000円としたものであります。感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられてからも、引き続き住民の皆様の安心・安全のため重要施策として取り組んでおります、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、秋接種の開始が国において決定されました。これを受け、本町におきましても、速やかに住民の皆様へワクチン接種が開始できるよう接種にかかる経費といたしまして、歳出では、衛生費で4,839万4,000円を、歳入では、国庫負担金で2,812万円を、国庫補助金で2,027万4,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、早急に接種準備に取りかけられるよう、8月10日付をもって専決処分したものであります。

次に、「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計と特別会計5会計の令和4年度決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る8月2日、4日の両日にわたり、瓜生、伊藤両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なお指導を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年度の一般会計決算についてであります。大きな特徴といたしまして、今後の新しいまちづくりを見据え、民間の活力を最大限に活用した6大事業が始動または本格稼働したことであります。

改めて、6大事業を申しますと、1、イーストヒルズにおける待機児童の解消と障がい者福祉事業。2、スポーツでまちを元気にをコンセプトに、プロサッカーチーム奈良クラブによるナラディーアの開設をはじめ、バレーボールVリーグ奈良ドリーマーズ及び3人制バスケットボールプロチーム奈良グレートブッターズとの連携協定。3、奈良学園大学跡地活用における全世代・全員活躍型生涯活躍のまちづくりとして、FSS35キャンパス。4、国と連携したかわまちづくりと日本遺産推進の交流拠点川の駅づくり。5、大和川しゅんせつとその土を利用した信貴山のどか村での防災・減災拠点及び避難所整備。6、惣持寺地区における内水対策である遊水池とその上部を活用したまちづくり、であります。

また、この6大事業に加え、さらに進化を遂げ、ごみ中継施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業、そして脱炭素先行地域であるFSS35キャンパス、信貴山のどか村及び三室山コープタウンのゼロカーボンで加速する全世代・全員活躍型生涯活躍のまちさんごうの二つを追加し、8大事業として現在進めているところであります。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、令和4年度一般会計の決算であります。歳入総額103億2,162万1,711円、歳出総額93億8,837万6,386円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、8億5,826万6,325円の黒字とな

りました。

決算の内容を見ますと、歳入では、全体の約20%を占める町税につきましては、前年度比0.6%の増となり、約30%を占める地方交付税においては、前年度比1.3%の増となりました。また、前年度においては、老朽化した西部保育園の建替事業が、議員各位のご協力のもと、無事に完了したことにより、町債が大幅に減額となりました。

加えて、前年度では国の生活支援事業である子育て世帯臨時特別給付金事業や非課税世帯等臨時特別給付金事業があったことにより、国庫支出金が大幅に減額となり、歳入総額としては、前年度比7.4%の減となったものであります。

次に、歳出では、6大事業として、惣持寺地区調整池整備事業やFSS35サテライトオフィス整備事業及びFSS35スポーツパーク整備事業に加え、新型コロナウイルス感染症に対するさまざまな施策を実施したものの、歳入と同様、前年度に西部保育園建替事業が完了したことから、歳出総額においても7.1%の減となったものであります。

今後も自主財源であります税收の確保に努めるとともに、国県補助金の活用はもちろんのこと、有利な起債の発行などに努めるとともに、民間の活力とノウハウを最大限に活用する官民連携も手法に取り入れてまいります。また、経費の節減合理化を図りながら、前向きな姿勢で施策に取り組み、三郷町に住んでよし、訪れてよし、働いてよし、そして学んでよしとさせていただけるまちづくりをより一層進めてまいり所存でございます。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、令和4年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額1,478万5,188円、歳出総額2億617万3,882円で、差引き1億9,138万8,694円の赤字となりました。

次に、令和4年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額141万1,850円、歳出総額135万5,501円で、差引き5万6,349円の黒字となりました。

次に、令和4年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額24億3,818万1,745円、歳出総額23億9,775万1,311円で、差引き4,043万434円の黒字となりました。

次に、令和4年度介護保険特別会計の決算であります。保険事業とサービス

事業の合計で、歳入総額 2 億 1, 6 9 2 万 4, 6 5 8 円、歳出総額 2 億 5, 6 3 7 万 6, 2 0 2 円で、差し引き 6, 0 5 4 万 8, 4 5 6 円の黒字となりました。

最後に、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額 4 億 3, 1 5 9 万 2, 8 8 4 円、歳出総額 4 億 3, 1 5 3 万 3, 4 8 4 円で、差し引き 5 万 9, 4 0 0 円の黒字となりました。

続きまして、「認定第 2 号、令和 4 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」及び「認定第 3 号、令和 4 年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

両会計の決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る 7 月 6 日に瓜生、伊藤両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めて、貴重なご意見を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、最初に、下水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支では、事業収益が 6 億 8, 3 7 3 万 4, 5 9 6 円、事業費用が 6 億 8 8 万 1, 0 3 2 円となり、8, 2 8 5 万 3, 5 6 4 円の利益となりました。一方、資本的収支では、ストックマネジメント修繕改築計画に基づき、老朽化したマンホールの修繕設計やマンホール蓋の更新を実施するとともに、新惣持寺地区、北垣内地区を中心に管路整備を実施いたしました。この結果、資本的収支では、収入が 1 億 8, 1 4 7 万 7, 5 0 0 円、支出が 3 億 6, 2 9 1 万 7, 5 6 6 円となり、1 億 8, 1 4 4 万 6 6 円の損失となりました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補填することといたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支であります。コロナ需要の解消から町内のほぼ全域で使用水量が減少しており、安定した収入の確保が厳しい状況となっております。

一方、不明漏水による有収率の悪化から、費用に占める受水費の負担が大きく、原因箇所を特定し、対策工事を実施いたしました。給水収益などを含めた事業収益では 7 億 1, 3 1 9 万 8, 1 7 0 円、事業費用では 7 億 7, 1 3 2 万 3, 4 5 2 円で、5, 8 1 2 万 5, 2 8 2 円の損失となりました。

次に、資本的収支では、水道事業基本計画に基づき、県営水道工事や町の道路舗装工事等と連携を図りつつ、管網整備事業や下水道事業に伴う配水管布設替工事についても計画的に進めているところであります。

その結果、収入が2億230万円、支出が2億6,078万8,618円となり、5,848万8,618円の損失となりました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額、減債積立金、当年度損益勘定留保資金で補填することといたしました。

次に、「議案第30号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

既決予算に3億9,721万4,000円を追加し、補正後の予算総額を118億6,795万1,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、道路交通法の改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを受け、安全のためヘルメット着用を本町でも普及するため、10月よりヘルメットの購入費用に対する助成を新たに開始いたします。その助成費用として、防犯交通対策費で90万円を計上するものであります。

また、前年度の国県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で4,093万1,000円を追加するものであります。また、本町が保有している公共施設については、老朽化が進んでいるものも多くあり、それらの更新等の行政需要に備え、公共施設整備等基金に積み立てるため、財政調整基金積立金で1億5,000万円を計上するものであります。また、本町が目指すインクルーシブ・スマートシティさんごうの実現のため、木育推進型インクルーシブ拠点として、木のおもちゃ美術館やライブラリーカフェなどをFSS35キャンパスに整備するための設計費用として、企画費で3,520万円を計上するものであります。

次に、民生費におきまして、介護保険特別会計に係る一般会計の繰出金として、8万5,000円を老人福祉総務費で追加するものであります。また、未熟児養育医療費につきまして、長期に療養が必要な乳児がおられ、予算に不足が生じる見込みであることから、108万1,000円を追加するものであります。

次に、衛生費におきまして、子どもの運動や社会性、コミュニケーションなどの発達について、実年齢と発達年齢との乖離を早期に発見し、必要な支援につなげるために実施しております発達検査において、当初の想定を上回る検査希望が

あることから、保健衛生総務費で28万9,000円を、母子保健費で96万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、土木費では、当初予算で計上しております近鉄跨線橋（勢野東）の補修工事につきまして、跨線橋と高圧線の間隔が著しく狭く、近鉄日本鉄道株式会社の受託工事でなければ安全性が確保できないため、工事請負費から委託料に振り替えるものであります。

また、現在進めております惣持寺地区調整池整備工事につきまして、材料や人件費などの高騰により契約変更が必要なことから、道路橋梁費で1億4,535万円を追加するものであります。

次に、教育費では、4月にオープンしたFSS35スポーツパークにつきまして、非常に多くの方にご利用いただいておりますが、インクルーシブの拠点として、障がいのある方もない方も含め、全ての方に快適にご利用いただけるよう新たに多目的トイレを併設したトイレ設備を整備する費用として、スポーツ施設管理費で2,241万8,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました未熟児養育医療費に対する自己負担金といたしまして68万5,000円を、国庫負担金で19万9,000円を県負担金で10万円をそれぞれ追加するものであります。

また、前年度の国県補助金の精算に伴う追加交付として、国庫負担金で1,409万円を、県負担金で632万1,000円を、県補助金で29万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出でご説明いたしましたFSS35キャンパス内に整備いたします木育推進型インクルーシブ拠点につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するため、国庫補助金で1,760万円を計上するとともに、総務費で1,580万円を計上するものであります。

また、近鉄跨線橋（勢野東）の補修につきまして、国の社会資本整備総合交付金の内示額が減額されたため、国庫補助金で2,275万7,000円を減額するとともに、土木債で1,680万円を減額するものであります。

次に、当初予算で計上しました若手職員によるワンセブンプロジェクトの発案事業であります「みんなで始めるSDGs普及プロジェクト」の中のウォールアート事業におきまして、県の補助事業の採択を受けることができましたので、県補助金で33万3,000円を計上するものであります。

また、令和4年度後期高齢者医療広域連合の決算に伴う返還金として、諸収入で1,974万1,000円を計上いたしました。

また、町債といたしまして、FSS35スポーツパーク内に設置するトイレ整備事業につきまして、交付税算入のある有利な起債を借り入れるために、教育費で840万円を計上いたしました。

なお、令和4年度決算に伴い繰越金が確定したことから、8億5,826万5,000円を計上するとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金から繰入金5億505万4,000円を減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第31号、令和5年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に5万6,000円を追加し、補正後の予算総額を304万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、令和4年度決算における繰越金5万6,000円を下水处理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第32号、令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に59万8,000円を追加し、補正後の予算総額を24億3,149万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳入では、雑入として、特定健診負担金の令和4年度精算分を受け入れるため、14万1,000円を追加するものであります。

なお、令和4年度決算に伴い繰越金が確定したことから、4,042万9,000円を計上するとともに、財政調整基金から繰入金を全て減額し、残る59万8,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第33号、令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

保険事業の当初予算に5,073万6,000円を追加し、補正後の予算総額を22億937万4,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護予防福祉用具購入助成におきまして、予算に不足が生じることから、介護予防サービス等諸費で68万6,000円を増額するものであります。

また、令和4年度国県等からの負担金の超過交付分を返還するため、償還金で4,445万7,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、令和4年度保険給付費及び地域支援事業費の精算による追加交付及び保険給付費の増額に伴いまして、国庫支出金で16万4,000円、支払基金交付金で47万2,000円、県支出金で1,000万6,000円を、また、一般会計繰入金で8万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

なお、令和4年度決算に伴い、繰越金で5,913万6,000円を計上するとともに介護給付費準備基金からの繰入金を全て減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る559万3,000円を介護給付費準備基金へ積み立てることで、収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業では、当初予算140万9,000円を追加し、補正後の予算総額を684万円とするもので、令和4年度決算における繰越金を予備費に計上するものであります。

続きまして、「議案第34号、令和5年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。当初予算に5万9,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,707万9,000円とするものであります。

本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、それぞれ5万9,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第35号、令和4年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度下水道事業会計の未処分利益剰余金1億6,160万9,092円を減債積立金に8,140万9,492円を積み立てるとともに、資本金へ8,019万9,600円を組み入れることについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第36号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。本条例の改正につきましては、放課後児童支援員の人材不足に対応するため、国において放課後児童支援員の資格要件である放課後児童支援員認定資格研修修了者を、一定期間内に修了予定である者についても放課後児童支援員としてみなす処置が無期限化されたことから、本町においても同様の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 37 号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

厚生労働省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所保育指針の制定権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めることとされたことに伴い、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 38 号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

今年 4 月に、こども家庭庁が設置されたことに伴う事務移管により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が内閣府令の扱いとなったこと、保育所保育指針の制定権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めることとされたことに伴い、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 39 号、令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について」であります。

惣持寺地区では、過去に何度も浸水被害が発生しており、住民の生命、財産を守るため早期の対策が喫緊の課題となっていることから、現在、当該地区の調整池整備工事を施工しており、今回その附帯設備として、機械設備及び電気設備を整備するもので、特命随意契約により村本・山岡特定建設工事共同企業体、村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長、南條秀和及び株式会社山岡組代表取締役山岡告章を契約の相手方とし、1 億 3,794 万円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第 40 号、令和 5 年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の締結について」であります。

三郷町を含む奈良県下 10 市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合におけるごみ処理施設について、令和 7 年 5 月の本格稼働に向けて整備を進めているところですが、ごみ処理施設までの運搬、搬入を効率よく行うため、町の清掃センター敷地内にごみ中継施設を整備するもので、公募型プロポーザル方式による随意契約により、近畿・山岡・楠本特定建設工事共同企業体、近畿工業株式会社代表取締役、田中恒良、株式会社山岡組代表取締役、山岡告章、及び株式会社楠本工務店代表取締役、楠本康則を契約の相手方とし、4 億 4,999 万 9,000 円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第 6 号、令和 4 年度三郷町の財政の健全化判断比率について」

であります。

令和4年度決算で、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であったことからいずれも表示されず、実質公債費比率は3.2%で、前年度比で1.5ポイントの増加となりました。

また、将来負担比率については、地方債残高が減少したことで、前年度比1.5ポイント減少し、将来負担比率は50.6%となりました。

続きまして、「報告第7号、令和4年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」及び「報告第8号、令和4年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

両会計におきまして、資金不足比率は生じず、算定値は、下水道事業会計がマイナス39.05%、水道事業会計がマイナス103.24%となったものであります。

続きまして、「報告第9号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第10号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度の事業報告及び決算並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するものであります。

続きまして、報告第11号及び報告第12号、「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、まず1件目が、本年3月27日に本町が管理する町道勢野20号線において、車両通過時に雨水側溝蓋が跳ね上がり、車体及びホイールを損傷したもので、48万4,000円の損害賠償を支払うことで、相手方との示談が成立したものであります。

続いて、2件目は、本年6月23日に、役場駐車場内の車止めポール蓋が劣化し、鋭利になっていたことにより車両のタイヤを損傷したもので、1万1,99

0円の損害賠償を支払うことで相手方との示談が成立したものであります。

続きまして、「報告第13号、令和4年度ふるさと寄附金について」であります。

本町のふるさと寄附金「ガンバレ三郷！応援寄附金」の令和4年度の実績として、532件、合計789万9,100円のご寄附を頂きました。心より厚く御礼を申し上げますとともに、頂いたご寄附については、基金に積み立て、事業目的ごとに有効活用させていただきます。ありがとうございました。

最後に、「報告第14号及び報告第15号、寄附の受け入れについて」であります。

まず、本年5月16日に、庄健二様から三郷北小学校放課後児童クラブに一輪車10台をご寄附いただきました。また、本年9月1日に、大阪ガスネットワーク株式会社奈良地区支配人、福井克久様から、三郷町立三郷中学校に特別支援教材7個をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結いたします。

〔議案朗読〕

議長（先山哲子） 日程第35、「発議第3号、「健康保険証」の継続を求める意見書について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

発議第3号、令和5年9月5日。

三郷町議会議長、先山哲子様。

「健康保険証」の継続を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 吉村今日子。

賛成者 神崎静代。

政府は2024年秋には健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化しようとしている。しかしマイナンバーカードの取得は任意であり、取得していない住民も多い。

医療機関等の窓口において、マイナ保険証で患者の保険情報を正しく確認できないトラブルが発生している。マイナ保険証で確認した情報が他人のものであ

た事例や投薬歴の誤認など重大な医療事故に繋がる可能性が指摘されている。

被保険者の資格があるにもかかわらず「無効」や「該当なし」とされ、10割負担を求められた事例や70歳以上の医療費の負担割合が従来の保険証とオンライン資格確認に相違のある事例が全国各地で相次いでいる。現在は資格確認のトラブルに際して医療機関で改めて保険証と照合して対処されているが、保険証が廃止された場合はそれができなくなる。

政府は、要介護高齢者や障がい者など手続きに困難を伴うなど、マイナ保険証を持たない保険資格者すべてに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期限を最長5年に延ばすという新たな方針を出した。

しかし、資格確認書はマイナ保険証を持たない人が対象で、マイナンバーカードで保険資格が確認できず「無保険」扱いや負担割合の違いなどのトラブルは解決できない。

また、資格確認書は有効期限ごとに更新が必要で、業務を担う保険組合や自治体の負担は膨大である。

医療保険制度は住民の生命に直接かかわるものであり、システムや制度を安全、確実なものにすることが求められる。問題が噴出している状態での「マイナ保険証」への一本化は極めて拙速である。誰もが安心して医療を受けることができる社会保障制度を維持するため、2024年秋に予定されている「健康保険証」の廃止を延期し、「健康保険証」の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2023年9月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(先山哲子) ただいまの朗読の発議第3号について提案理由の説明を求めます。

2番(吉村今日子) 議長。

議長(先山哲子) 2番、吉村今日子議員。

2番(吉村今日子)(登壇) 「健康保険証」の継続を求める意見書について、提案理由を述べます。

政府は、2024年秋からマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、従来の健康保険証を廃止するとしています。既に任意でマイナンバーカードによ

る受診が行われていますが、医療機関でのオンライン資格確認をめぐり、自己負担割合の相違や顔認証ができないなど、トラブル、不具合が次々と浮上しています。この間、相次いで発覚した誤登録に続いて、紐づけ作業が完了してないため、保険証が使えないという事態が起こっています。

8月24日、厚生労働省がマイナンバーカードと健康保険証の資格情報の紐づけ作業が完了していない人が8月時点で全国の健康保険組合などで約77万人に上ったと発表しました。加入者にとって問題なのは、マイナ保険証の登録が済んでいると思って医療機関を受診しても、未登録で使えない可能性があるということです。政府が描くマイナンバーカードでの受診の大前提だった健康保険証の情報とマイナンバーカードの紐づけすらままならない状態は、制度の欠陥を示すもので、この状態での健康保険証の廃止は困難です。

介護施設など保険関連施設の関係者からは、不安の声も上がっています。現在は、家族や本人の了承を得て、健康保険証の原本やコピーを預かっていますが、健康保険証がなくなれば、マイナンバーカードを預かるのでしょうか。交代勤務があり、複数の職員が扱うことになります。マイナンバーカードには戸籍や預金、医療など、個人情報紐づけられています。もし、カードを紛失したり、情報が漏れたりしたら、誰が責任を負うのか。リスクが高過ぎるので、これまでのように施設で預かれないという声が上がっています。

また、小中学校の子を持つ親からも、修学旅行等で子ども達にマイナンバーカードを携帯させるのか、落としたらどうするのかとの声もあります。

政府は、オンライン資格等システムの導入義務の対象外となっている医療機関や薬局にかかる際に、マイナ保険証で資格確認ができないため、資格情報のお知らせを併せて窓口に提示するとしています。資格確認のお知らせは、来年秋以降、新たに健康保険証を取得する人に配る予定で、被保険者番号や自己負担割合なども記載するとされています。既に保険証を取得している人については、今後検討するとのことで、詳細はこれからです。

マイナンバーカードは、要介護状態や障がいなどで手続きに困難があり作れない人、取得は任意のため作らない人もいます。政府は、マイナ保険証を持たない保険資格者全てに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期限を最長5年に延ばすという方針を出しました。資格確認書や資格情報のお知らせの作成、発行など、業務を担う保険組合や自治体の負担も膨大です。こういった問題は、現在の

健康保険証を残せば済むことです。日本の国民皆保険制度は、健康保険証があれば、いつでもどこでも誰でも日本国内で等しく安心して必要な医療を受けることができます。医療保険制度は、住民の生命に直接関わるものであり、システムや制度を安全確実なものにすることが求められます。誰もが安心して医療を受けることができる社会保険制度を維持するため、2024年秋に予定されている健康保険証の廃止を延期し、健康保険証の継続を求めます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（先山哲子） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（先山哲子） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

議長（先山哲子） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（先山哲子） 日程第36、「令和4年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」、日程第37、「令和4年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」を一括にして、監査の報告を求めます。

代表監査委員（瓜生英明） 議長。

議長（先山哲子） 瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、令和4年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月2日、4日の両日、伊藤監査委員とともに、令和4年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして審査を行いました。

その中で、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました令和4年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健

康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係者帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました各基金の運用状況の審査を行いました。

各会計の決算については、決算現額及び収入支出額について、関係諸帳簿、証拠書類等の慎重に審査した結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。また、各基金の運用状況についても、計数に誤りなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るための、財政の運営につきましても意見を付したところでございます。詳細につきましては、審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和4年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告いたします。

去る7月6日、監査委員とともに、令和4年度両会計の決算審査を実施いたしました。提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算表、その他の関係諸情報、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、上下水道事業の運営につきまして、意見を付したところございますが、詳細につきましては、令和4年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書、及び令和4年度三郷上水道事業会計決算審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（先山哲子） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開10時55分でございます。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時55分

議長（先山哲子） 休憩を解き再開いたします。

〔一般質問〕

議長（先山哲子） 日程第38、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできないと規定されております。また、第56条の規定により、質問、

答弁合わせて原則 1 時間以内と制限いたします。

一般質問の順番については、同規則第 6 1 条第 3 項の規定により、通告順といたします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、6 番。高田好子議員、一問一答方式で行います。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 高田好子議員。

6 番（高田好子）（登壇） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきました。6 番高田好子でございます。先般の通告の順に従い、一般質問させていただきます。

初めに、「不登校支援の取り組みについて」でございます。

文部科学省の調査では、2021 年度の不登校の小中高生は約 30 万人で過去最多となり、特に小中学生は約 24 万 5,000 人に上り、このうち 90 日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けていない小中学生が約 4 万 6,000 人となり、不登校が長期化しています。

こうした現状を踏まえ、文科省は今年 3 月 31 日に、不登校の総合対策として、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を社会全体で実現していこうと、COCOLO プランを新たに策定し、発表しました。

プランの目指す姿として、不登校の児童・生徒を全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2、心の小さな SOS を見逃さず、チーム学校で支援する。3、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするの三つの柱を掲げています。

文科省は、子どもが不登校になる理由はさまざまに特定は難しく、近年の増加の傾向については、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が交友関係などにも影響したことで、登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。

元文科省視学官で不登校の子どもらへの指導に詳しい亀田徹氏は、大切なのは不登校の原因を探ることよりも、子どもの今のままと認めること、だからこそ、子どもに合った柔軟な学び方や学びの場を用意することが重要であると語られています。

一方、不登校の子どもを支援していく上で、不登校の子どもを育てる保護者へ

の支援も喫緊の課題で、保護者を支援していくことは大変重要と考えております。

我が子が不登校になった責任を感じて、自らを責めてしまうケースや誰にも相談できずに孤立するケースがあると思われまます。こういった状況を受けて、プランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携をして保護者を支援すると明記されております。

そこでお伺いいたします。本町においても、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、C O C O L Oプランを受けての本町の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

また、不登校の児童・生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であると思ひます。教室に入りづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を設置の促進と、学校の授業を不登校の子どもの自宅やスペシャルサポートルーム、また、自治体が設置する教育支援センターなどに配信をし、オンライン指導できる体制を確立すべきだと思ひますが、その現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等で、不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないため、調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。

そこで、今回のC O C O L Oプランでは、学習の成果について、自宅やスペシャルサポートルーム等また教育支援センター等での学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されました。不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での学びを確実に学校での成績に反映することが重要であると思ひますが、本町の中学校における現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、本年3月議会での一般質問で、フリースクールの設置を質問させていただいた折り、ご答弁で、運営や詳細については、先進地の視察を行い、令和6年度からの運営を目指し、学校内と学校外の二本立てで考えており、F S S 3 5キャンパスを利用する方向で検討し、速やかに進めるということでありました。

そこでお尋ねいたします。フリースクールの先進地視察は、いつどこへ行かれましたでしょうか。視察の結果、現段階での進捗状況と、フリースクール全体のイメージ、何人ぐらいの児童・生徒を受け入れるのか、先生は何人ぐらいにするのか、何時から何時まで児童・生徒を預かるのか、1日の児童・生徒のスケジュールをお聞かせください。よろしく願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） おはようございます。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

不登校支援は、児童・生徒の学習や社会的自立に向け、大きな影響を与える重要な課題であります。本町におきましても、早期発見に向け、不登校の兆候を見逃さないように努めてまいりました。直近の本町の不登校児童・生徒の人数は、3校合わせて39名となっており、その状況としまして、毎日登校できないが、登校したときは教室に入ることができるは9名の23%、登校はできるが教室には入れないは8名の20%、登校できていないは残り22名の57%で、その全員が引きこもりではなく、家族や友人などと一緒に外出はできております。それらの現状を踏まえ、文部科学省が取りまとめられましたCOCOLOプランと関連づけて、本町の児童・生徒への取り組み状況をお答えさせていただきます。

最初に、登校はできるが教室には入れない子どもの対応といたしまして、三郷中学校では既に別室による支援を実施しており、生徒のペースに合わせ、課題に取り組むことやオンラインで授業を受けることができ、別室で試験を受けることにより、それを成績に反映することも行っております。

一方、小学校につきましては、これまで保健室において養護教諭や不登校対策指導主事で対応してきたところですが、新たに町指導主事及び町費講師も含めた支援体制を構築したことから、別室での支援が可能となり、本年度より三郷小学校では空き教室を、三郷北小学校では、増築棟の一室を活用することで、児童が自分のペースで学習、生活できる空間を確保することができております。

このことは、議員ご質問の校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）との名称ではございませんが、同様の取り組みを行っております。

次に、登校できない児童・生徒への対応といたしまして、度々先生方が家庭訪問を行い、子ども達の気持ちを聞きながら、将来のことも踏まえ、登校を促して

おります。それでも、登校できない場合は、オンライン授業での参加を促進し、児童と学校をつなげ、勉強以外にクラスの様子を伝えていくような取り組みも行っております。また、C O C O L Oプランにもありますよう、登校できない児童・生徒の保護者へのサポートとして、現在、生駒郡の取り組みとして、保護者会ブリーズが年2回開催され、子どもの不登校に対し、1人で悩みを抱え込んでいる保護者の不安を和らげるための取り組みを行っており、本町単独での保護者の会の設置についてもその必要性があると考えますので、検討してまいります。

その他、子どもだけでなく保護者の不安を和らげるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣して支援を行うことについてですが、派遣日数に限りがあることから、N P O法人等のご協力もいただくことも含めて検討してまいります。

次に、ご質問にありますフリースクールの先進地視察ですが、昨年度に小学生のフリースクールを開設された生駒市へ本年4月に視察に行かせていただきました。使用していない教室のある小学校を活用し、指導員に加え、スクールカウンセラーも採用されており、部屋も床をカーペット敷きにすることやビーズソファを置くなど、可能な限り教室感をなくし、児童がくつろげる空間にするといった工夫もされておられました。

また、子ども達の居場所であることから、いつ来てもよい、無理をさせないことを基本に、ルールは設けず、地域の方々による体験なども交えながら活動していることも教えていただきました。

なお、今後の視察につきましては、大阪府の大東市、八尾市、池田市のほか、I C Tを活用されている茨城県つくば市、埼玉県戸田市などにも伺いたいと考えております。

最後に、学校以外の第三者の居場所づくりとして、本年3月定例会で答弁させていただきましたとおり、学校内フリースクール以外に、校外フリースクールの設置に向けて進めております。設置場所につきましては、教室感を出さないことや駐車場があること、ボルダリングやトランポリンで体を動かす施設があること、次年度完成予定の木のおもちゃ美術館や読書もできるスペースがあることなど、子ども達が過ごしやすい環境であることを鑑み、同じく3月定例会で教育長からの答弁のとおり、F S S 3 5キャンパス内に設置し、その運営主体を民間と考えており、現在その調整を行っております。

また、この場所が、子どもだけではなく保護者の心のよりどころとなり、相談支援ができる、親子での居場所になるものと考えております。

なお、F S S 3 5 キャンパスへの移動手段が必要となることから、開所時期をバスの運行開始予定となる令和6年秋頃に合わせて進めてまいります。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 今部長のほうからC O C O L Oプランを受けて、本町の現状や取り組みについて、本当に詳しくお聞きさせていただきました。毎回本当に不登校の支援の質問をさせていただくに当たって、行政、また教育委員会、学校の先生方に不登校の子どもさんや、また保護者の方に対して、さまざま心を砕いていただいていることには大変感謝を申し上げます。

今回のC O C O L Oプランで、文科省はすぐにできる取り組みから速やかに実行することと、全国の自治体教育委員会での取り組みを求めています。私はこのC O C O L Oプランの全てが正しいとは思っていません。曖昧な表現や現場として迷う点もあるかと思いますが、文科省が不登校対策について、学びの環境の整備、保護者への支援といったあたりをはっきりと明記してくれたことは大変喜ばしいことだと思っています。本町としても、既に取り組んでいただいているものもあったり、これから取り組むものもあろうかと思いますが、子ども達のためにも速やかに実行していただきますようお願い申し上げます。

不登校になったとき、子どもの心は既に限界です。保護者も、これから一体どうしよう、どうなってしまうのかと不安でいっぱいだと思います。その意味でも、学校以外で学べる選択肢を増やす、学校以外の学びを評価する等により、不登校であっても安心できる環境づくりを私達大人が子どもの目線に立ち、学校へ行かない、行けない子ども達を許容し、支えることができる地域であり、三郷町になってほしいと願っております。

また、フリースクールに対しましては、大変前向きなご答弁もあり、今年の秋に実施ができるように進めていくということでした。また、4月に生駒市に視察にも行っていただいたり、まだほかにも大東市や池田市にも視察に行っていたかということですので、また、三郷町に合ったものをつくり上げていただきたいというふうに思っております。

まだまだ具体的な中身については、これから進めていただくということですね。全ての子ども達に寄り添い、個々の可能性を引き出しつつ、社会で自立できる基礎を培う取り組みをしっかりとさせていただきたいと思います。

その上で、フリースクールの設置に向けては、着実に進めていただけることを期待いたしまして、私の1問目の質問を終了させていただきます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 申し訳ありません。先ほどフリースクールの開校を今年の秋と言ってしまったんですけど、来年の秋頃ということですか。訂正させていただきます。申し訳ありません。

それでは、続きまして、2問目の質問、「HPVワクチン接種の推進について」お伺いをさせていただきます。

子宮頸がんはHPV、いわゆるヒトパピローマウイルスの感染が原因と考えられており、発症予防を目的としたHPVワクチンの接種が有効であるとして、昨年4月より定期接種対象者へ積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。

また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ接種制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

令和4年度9月定例会において、HPVワクチンについての質問をさせていただき、本町の定期接種、キャッチアップ接種対象者への速やかな対応に感謝しております。

定期接種やキャッチアップ接種で使用できるHPVワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンとなっており、これらのワクチンに加え、厚生労働省は本年4月1日より、予防効果の高い9価HPVワクチンを接種できるようにすることを決めました。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは対象者にとって喜ばしく、接種を検討するに当たっての大変重要な情報だと思っております。

HPVによるがんは、ワクチンで抑えられるがんとされ、海外では接種が進んでいます。日本では、勧奨再開により、接種数は増加しているものの、ほかの定期接種のワクチンほど接種率は上がっていないのが現状です。

そこでお尋ねいたします。今年度直近までの接種率はどのようになっていますか。また、勸奨再開後の住民の方や医師会からの反響等あればお聞かせください。

また、9価HPVワクチンの効果や安全性についてもどのように考えておられるか、そして9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本町の対応、対象となられる方の周知方法についてもお伺いいたします。

次に、子宮頸がんと聞くと、男性がワクチン接種をする必要はあまり感じられないかもしれません。日本では、子宮頸がん予防として、女性のための定期接種となっていますが、海外では、男女ともに公費負担の接種が進んでいます。

男性のHPVワクチン接種の目的は、男性本人のHPV感染による病気を予防することにあります。日本では、2020年12月に、中咽頭がんや肛門がん、線形コンジローマ感染等の予防を目的として、9歳以上の男性にも4価ワクチンの接種ができるようになりました。現在男性への接種は任意のため、3回接種で接種費用約4万から5万円程度は、全額自己負担となっております。男性にも接種を勧めることは、HPV感染リスクを減らし、社会全体の集団免疫を獲得することにもなります。

HPV感染は、男女間で感染を繰り返すため、男女にワクチン接種をすることによって、感染が広がることを効果的に抑えることができます。社会全体での接種率が上がると、ワクチン接種者だけではなく、同じ集団のワクチン未接種者もHPV感染や関連疾病が減少する集団免疫が得られるとの報告があります。海外では、男女ともに行う接種が一般的となっており、WHO世界保健機構とHPVワクチンの接種を公費で男女ともに接種している国は、アメリカやカナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなど39か国に上っており、イギリスやオーストラリアでは、男女ともに接種率が7割を超えているということです。このうち、女性は2007年、男性は2013年から定期接種を始めたオーストラリアでは、子宮頸がんにかかる女性の割合が、2020年には10万人に5.6人と、日本の15.2人に比べて低くなっており、2034年には子宮頸がんで亡くなる人はほぼいなくなるという推計もあります。

日本でも一部の自治体で独自に男性のHPV助成を始めています。青森県平川市では全国で初めて、先ほど挙げた男女接種による効果を理由として、助成の対象を12歳から25歳の男性とし、1回当たり1万6,775円を上限に助成をスタートしました。ほかにも北海道余市町や千葉県いすみ市など、本年5月には

埼玉県熊谷市でも公費助成決定が発表され、まだごく僅かではありますが、男性接種にも助成という動きが広がっています。

また、HPVワクチンを男性にも無料で接種できるようにしてほしいと、2021年11月からオンラインで署名活動を進めた国際キリスト教大学の団体は、1年間の活動で1万5,343人の署名を厚生労働省に提出されました。ほかにも、認定NPO法人フローレンスは、男の子にもHPVワクチンをと、3月4日の国際HPV啓発デーに合わせて、無料接種申し込みと約4,000人のアンケートを実施し、接種申し込み応募枠60人のところに、2倍以上となる140人の応募があり、アンケートでは男子へのHPVワクチン接種86%が必要と回答され、一番のハードルは費用が自己負担であることと、その必要性が十分に認識されていないとの回答が寄せられました。このような動きがあることに踏まえ、男性のHPVワクチン接種費用助成について、本町のご見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、令和3年11月に開催された厚生科学審議会において、平成25年6月より続いていたHPVワクチンの積極的接種勧奨差し控えを終了することが決定され、昨年4月より、HPVワクチン接種の積極的勧奨が再開されています。

また、積極的な勧奨を差し控えたことで、接種機会を逃した平成9年度から平成18年度生まれ、誕生日が1997年4月2日から2007年4月1日までの女性に対しては、令和7年3月までの接種機会が得られるキャッチアップ接種の特例措置が設けられています。

議員ご質問の直近の接種率につきましては、本年8月末現在、令和4年度からのキャッチアップ接種では、対象者737名のうち73名の方が接種され、接種率は約10%であり、令和5年度定期接種では、対象者381名のうち61名の方が接種され、約16%の接種率となっています。

また、勧奨再開後の住民及び医師会からの反響については、特にお問い合わせ等の電話やご意見などは伺っていないのが現状であります。

次に、9価HPVワクチンの効果及び安全性につきましては、まず従来の2価及び4価ワクチンでは、2と4種類のHPV感染を予防し、子宮頸がんの原因の50から70%を防ぐことができると言われています。これに対し、9価HPVワクチンは9種類のHPVの感染を防ぐワクチンであり、その中でも子宮頸がんの原因の80から90%を占める7種類のHPV感染を予防することができます。

一方で、ワクチン接種後の副反応として、発熱や接種した部位の痛み、頭痛や目まいなど、発症の有無については個人差があるため、リスクがないとは言い切れません。一例を挙げますと、約96万接種に1回の頻度で、呼吸困難、蕁麻疹などを症状とする重いアレルギー反応、いわゆるアナフィラキシーが発症すると報告されています。

しかしながら、専門家による長年の研究分析を得て議論された結果、安全性について特段の懸念が認められず、本年4月からは、高い感染予防効果があると期待される9価HPVワクチンも公費で接種が可能となりました。これを受け、本町といたしましても、ワクチン接種を勧奨し、町のホームページをはじめ、本年4月以降の対象者への通知文には、9価HPVワクチンについて記載を行い、周知しているところであります。

最後に、男性のHPVワクチン接種費用の助成につきましては、女性のワクチン接種は予防接種法に基づき定期接種と位置づけられていることから、接種費用は無償であり、全額を公費で負担しています。一方、男性のワクチン接種につきましては、あくまで任意接種であるため、個人の判断により接種され、自己負担となっているのが現状であります。

このことを踏まえ、本町といたしましては、男性のHPVワクチン接種にかかる費用の助成は現段階では考えておりませんが、現在、任意から定期接種への協議も含め検討されていることから、国の動向に注視しつつ、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ただいま坂田部長のほうからお答えを伺わせていただきました。

まずは女性への接種を進めるということが最優先であることがよく分かりまし

た。接種率に関しては少ない印象を受けておりますが、勧奨差し控えの時期も長かったので、不安や戸惑いがあるのかもしれませんが。しかし、子宮頸がんは、毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっているという、女性にとっては命に関わる疾患でございます。今後とも引き続き町民の方の心に寄り添った丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

そこで一つお尋ねなんです、積極的勧奨を差し控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎて、自費で任意接種を受けられた方がおられる場合、本町独自の施策として費用の助成をしていただくことはできますでしょうか、お聞かせください。

また、次に、男性へのHPVワクチン接種については、定期接種としての位置づけがされることが重要であることが理解されました。昨年8月、厚生科学審議会の部会においても、男性に対して定期接種として位置づけることの是非について検討が開始されておりますから、国の動向について、先ほど部長もおっしゃっていただいたように、しっかり注視していただきながら、定期接種化された際には迅速に対応していただきますよう要望いたします。

ご答弁をお聞きさせていただいて、私の2問目の質問を終了します。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田子ども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

約9年間積極的な勧奨を差し控えたことで、接種機会を逃した方が個人の判断によりワクチン接種をされ、その接種費用を町が負担できないかというご質問をいただきました。約9年間は、あくまで国からの通達により積極的な勧奨を差し控えていただけであり、その間も定期接種であることには変わりはありません。このことから、個人の判断によりワクチン接種を希望される方は、まず役場の窓口まで予診票を取りに来ていただき、病院での会計では、個人が負担することはなく、後日、病院から町に対して請求書が送付され、全額を公費で負担しているのが現状であります。

万が一、個人で負担されている方がいた場合、接種された病院名や日時などを確認させていただき、個人負担で間違いないと実証されれば、定期接種ということを鑑み、町のほうで全額負担できるように速やかに事務を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 最後に3問目の質問、「献血への理解教育・啓発について」お伺いいたします。

献血とは、病気やけがで血液を必要としている人のために、自分の血液を自ら進んで提供する身近なボランティアです。なぜ献血が必要なのでしょう。一つ目には、がん、白血病、手術、出産など、血液を必要としている患者さんが大勢いること、二つ目に、血液は人工的に作れないだけでなく、長期保存ができないこと、三つに、一人当たりの献血回数、量には制限があること、これらの三つの理由から、多くの方のご協力が必要となります。

現在献血の状況は、全国で1日約3,000人、1年間で約120万人の方が輸血を受けています。それを支えているのが1日約1万4,000人、1年間で約500万人の献血です。

しかし、献血に協力する人は年々減少しています。これまで主に10代から30代の献血によって血液提供が行われてきましたが、10年前と比べて約80万人減少しています。このままでは高齢化が進む我が国では、献血者の血液を高年齢者の需要者が上回り、この需要と供給のバランスが大きく崩れてしまいます。

献血の需要がピークを迎える2027年には、献血用の血液が85万人分不足する深刻な社会問題になると予想されています。これから将来にわたって安定的に血液を確保するためには、今後、献血基盤を支える若年層の献血者をいかに増やすかが喫緊の課題となっています。

厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの方が高校での献血がその後の献血への動機づけに有効と考えることが分かりました。以前は、献血バスが外向いて実施されていた高校献血が6割と盛んでしたが、現在では2、3割にまで落ち込んでおります。献血できる年齢は16歳から69歳までですが、コロナ禍で特に献血人口は減っています。

そこで、厚生労働省は、若年層への働きかけとして、献血について理解と協力を願うため、パンフレット「けんけつHOP STEP JUMP」を発行して

います。ここで議長のお許しをいただきましたので、パネルを提示させていただきます。

この内容になるんですけれども、皆さんから見て右手が教員用、左手が生徒用、それぞれ専門のものになっております。内容は、16歳から可能となることや、なぜ献血が必要とされているかなどが書かれております。献血できる場所などの流れとかも書かれており、救われた方々の声なども写真等もたくさん使われて、分かりやすく説明がされているパンフになっております。

令和4年度には高等学校4,824校に生徒用約79万部が、先生用として4万8,000部が配布されました。高等学校学習指導要領解説にも、献血に関する記載があり、赤十字社は献血セミナーの実施や高等学校での献血の実施も行い、献血のきっかけづくりや将来にわたっての献血にご協力いただくための取り組みを積極的に実施されています。本町においても、若年層、とりわけ高校生や今後、献血が可能となる中学生に対しても、献血の取り組みや必要性を啓発することが必要でないかと考えます。

そこでお伺いいたします。現在行われている献血事業についての年間スケジュール及び周知をお聞かせください。また、過去5年間の年代ごとの献血者数、それについての傾向等があればあわせてお聞かせください。また、先ほども申し上げましたが、中学生にもぜひ献血できる年齢16歳になったときに、積極的にご協力をいただけるよう、先ほど提示しましたパンフレットを活用して、献血への意識づけができる教育を進めていただきたいと思います。

また、さらに、対象となる前年の中学3年生にだけでもパンフレットを配布していただきたいと思います。いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしくお伺いします。

それでは、高田議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

献血は、事故や手術等による大量出血、病気等により血液が十分に作れなくなった場合の輸血医療に使用され、患者さんの命を救うことができる身近な社会貢献活動であります。

しかしながら、血液は、現在の技術では、人工的に作ることも長期保存もでき

ません。このことから、24時間365日、必要なときに必要なだけ確実に血液製剤を供給し、患者さんの命を守るためには、多くの方々の善意による献血が必要になってまいります。

さて、議員がご質問の件ですが、本町では、献血を年3回、4月、8月、12月に役場前で実施しております。周知方法につきましては、町広報、ホームページへの掲載、各施設にポスターの掲示を行っております。また、献血者数につきましては、平成30年は132人、令和元年137人、令和2年147人、令和3年146人、令和4年145人となっており、年代別の割合を見ますと、10代で0.4%、20代で10.0%、30代で15.3%、40代で28.3%、50代で26.3%、60代で19.7%と、40代50代が高い割合になっており、若くなるに従って献血者は減少しております。

次に、16歳になったときの献血の積極的な協力につきましては、厚生労働省におきましても、献血推進について若年層に対する普及啓発が行われております。中学校への普及啓発といたしましては、献血への理解を促すことを目的としたポスターを全国の中学校に配布されており、高校生への普及啓発につきましては、献血への副読本を全国の高校に配布されております。また、平成23年度から文部科学省の協力を得て、献血に触れ合う期間の一環として、日本赤十字社が実施している学校献血や献血セミナーを積極的に受け入れてもらえるよう高等学校等関係者に協力依頼をされており、ほかにも、「はたちの献血」キャンペーンや「愛の血液助け合い運動」が行われております。

本町といたしましても、パンフレットを活用して、献血のことを学んでいただく機会は大変重要であると考えており、学校関係をはじめ、関係機関の協力が必要であることから、教育委員会と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、献血は、多くの方々の善意によって成り立っていることから、今後も患者さんの命を守る献血についてしっかりと普及啓発してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、年3回、4月、8月、12月と役場前で命を守る献血を実施しておりますので、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 辰巳部長のほうからご答弁をお聞きして、本町が積極的に議員にも呼びかけてくださって、献血に取り組まれていることがよく分かりました。また、中学校への献血への取り組みとしては、学校や教育委員会と連携をしていただくということで、興味や関心を高める取り組みを検討されるよう、よろしく願いいたします。

先日、献血教育推進の会代表、NPO法人さい帯血国際患者支援の会、有田美智世理事長、また日本赤十字社の方のお話を聞く機会がありました。皆さんはさい帯血という言葉をご存知だと思いますが、赤ちゃんのへその緒から取られる僅かな血液で白血病などの病気の治療に使うことができ、さい帯血移植に保険適用の道を開かれたのが有田氏です。その有田氏が話の中で、多くの方の命を救うため、若い人に献血のことを知ってもらいたい、中学生の教科書にも献血のことを記載してほしいと、献血教育に力を入れるべきだと強調されておりました。

また、日本赤十字社は、少子高齢化による構造的な問題だけではなく、新型コロナウイルス感染拡大を背景としたオンライン授業の普及による高校、大学等での団体献血中止により、さらに若年層献血者が減少するとともに、若年層が献血に触れる機会も減少するとされ、将来の献血基盤を構築に向けた若年層への献血推進を訴えられておりました。現在京都府京田辺市や木津川市、宇治田原町などでも、先ほど紹介したパンフレットを中学3年生全員に配布をしております。献血教育にも力を入れられております。

そこでお尋ねいたします。本町においても、献血のことについて、中学生でも知る機会を設けていただくために、厚生労働省が作成している中学生を対象とした献血への理解を促す、先ほど部長からもありましたけれども、ポスター等の掲示や、また学校図書室に先ほどのパンフレットの配下をしていただき、またせめて中学3年生だけにはパンフレットを配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、教育現場で、理科や保健の授業などで体の仕組みを学ぶ機会に、献血についても触れていただき、例えば、学校の先生の献血体験の話なども添えていただけると、子ども達は献血というものを身近に感じるのではないかと思います、いかがでしょうか。

先ほどは住民福祉部長に答えていただきましたが、教育委員会のお考えもお聞かせ願えますでしょうか。

子ども達が命をつなぐボランティアとも言われる献血の学びを通して、命の尊さや身近な社会貢献として、自分自身に何ができるかを考え、さらに地域の一人として助け合いの精神や行動を養うことにつながるよう願ひまして、ご答弁をお聞きして、私の3問目の質問を終了させていただきます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規） それでは、高田議員の再質問につきまして、学校関係ということでご指名いただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、厚生労働省作成の献血への理解を促すことを目的としたポスターなどについては、特に校内掲示板とかクラス内に貼ることも可能なので、その辺を促していきたいなと思っています。また、全国高校に配布されております副読本を中学校の図書室へということで、この20年間で10代から20代の献血者が減少していることや、また、献血の必要性がこの副読本に掲載されております。私も読ませていただきました。16歳になれば、献血が可能となることを啓発できるよいきっかけとなることも考えられますので、中学校の図書室に置かせていただきたいなと思っております。

また、最後にチラシなんですけど、中学校16歳になれば献血があるということで、時期的には卒業する前でよいのかなと思っていますので、その辺も学校関係と話をさせていただきまして、配布に向けて進めてまいりたいなと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結いたしました。

それでは、8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日は、議会改革の一つとして、インターネット配信がスタートした日でございます。今まで議会が平日の昼間に行われることから、仕事や育児、介護などで傍聴に来ていただけない方も、いつでもお好きなときに、好きな場所で、この議会を見ていただけるということになり

ましたので、ぜひ三郷町議会に町民の皆さんの関心を持っていただきまして、1人でも多くの方にご覧いただけますようお願いを申し上げます。

それでは、私の1問目の質問、「認知症の人、その家族が安心して暮らせる三郷町を」について質問をさせていただきます。

本年6月14日、認知症基本法が成立しました。第1条には、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責任を明らかにして掲げ、認知症の人への基本的な考えや国や自治体の取り組みの責任を明示しています。

また、第3条の5では、認知症の人に対する支援のみならず、その家族、その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすることと、家族への支援も明確に示しております。

申し上げるまでもございませんが、認知症の人は年々増加しており、厚生労働省の推計では、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2年後の2025年には約700万人、約5人に1人が認知症になると予測されていますが、新型コロナウイルスの蔓延でソーシャルディスタンスを取らざるを得なかった期間があったことにより拍車をかけた事例を目の当たりにしておりますので、予測よりも多くなる可能性も考えられます。

65歳以上の要介護者を65歳以上の介護者が介護する老老介護は当たり前、今や認知症の要介護者を認知症の介護者が介護する認認介護、働きながら介護するビジネスケアラーも増えています。また、認知症は高齢者だけが発症するものではありません。18歳から64歳までは若年性認知症と診断され、年齢が若ければ若いほど、本人だけではなく家族への影響も大きく、人生設計を大きく変えなければならないことに加え、症状があっても、認知症を疑うことはなく発見が遅れることなどから、本人や家族の心労は計り知れません。これは、ヤングケアラーの増加にもつながるものであります。

認知症のタイプはさまざまな種類があると言われていますが、4大認知症とされるアルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症に分類され、中には、混合型認知症と診断される場合もありますが、少しずつ症状が混ざっていることも珍しくはありません。

私自身も、父親が74歳で認知症になり、引き取って介護することになり、老

いるということは誰もが避けられないことで、決して人ごとではないと痛感しています。子育てが終わったら、親の介護が待っていると聞いていたとおり、ある日突然自分に降りかかってきました。とても穏やかな人だったのに、脳梗塞を患った母親にだけ暴言を吐いたり暴力を振るったりするようになったことから、母親がすっかり構えてしまい、着のみ着のまま三郷町へ連れてきました。三郷町の包括支援センターに相談に伺ったら、住民票を三郷町に移さなくても受けられるサービスがあると詳しく教えていただいたものの、父親が、今この状態でも、自分は認知症ではないと思っていること、デイサービスにも行きたがらないことなどから、だましだまし生活を続けてきたのですが、果たして私の対応はこれでいいのだろうかという疑問に思うようになりました。

昨年、認知症の人と家族の会の家族のための認知症介護教室に参加させていただき、同じ境遇のいろいろな方からお話を聞かせていただく中で、認知症も十人十色で、10人いれば10人それぞれの症状、対応が必要であること、介護には正解は一つではないということを実感しました。これは、認知症に関する本、私もかなり読んだんですけれども、絶対に本を読むだけでは理解できないことであり、また、自分のつらさをさらけ出させたことで、精神的にもものすごく楽になりました。同じ境遇の当事者家族による生の声だからこそ、共感し合え、認知症に対する理解も深まりました。別人のように変わってしまった父親への対応に迷いや戸惑いもあったのですが、事実と違うことであっても、否定はせず、認め、今の父親が生きる世界に入って、その世界で一緒に笑い、暮らしてあげればいいとアドバイスをいただいたことで、父と暮らす家の中では、たとえ事実と違っていても、誰も困らないし、誰にも迷惑がかからないことに気づきました。むしろ否定をせず、話を合わせることで、父親は安心し、笑顔も増えました。認知症になっても、自分らしく安心して今までどおり生活することを望まれる方もたくさんおられます。周囲が認知症を理解し、できないことへの手助けをすれば、その人らしく今いる場所で暮らすことが可能とも言われていますが、まだまだ世間の認知症への理解は低いと思われまます。

私の地元、美松ヶ丘でも、認知症になられた方を何人も見てきました。周囲の方は気の毒がるものの、その人が火事を出さないかと心配しておられました。ご心配はもっともなのですが、このような不安が回り回って、家族が認知症になったことを隠す風潮につながっているのではないかと感じました。

私自身もそうだったのですが、父親が認知症であることを公表することは、家族や親戚からは反対されました。近しい方にはお伝えをしていたのですが、偏見やスティグマを恐れ、1人で抱え込まれている方もいるかもしれないと、家族が認知症であることを隠しておられる人に、認知症は誰にでもなる可能性があるのだから、恥ずべきことではない、隠さなくていい、ご近所にも助けを求めるべきだと啓発する目的で公表を決めました。

1年半、アルツハイマー型認知症と診断された要介護2の父親と暮らしている経験から言わせていただくと、自動車を運転させない、ガスは元栓を閉め、ライターやマッチは隠す等の火事を起こさせないことの2点だけに気をつければ、ご近所に命に関わるようなご迷惑をおかけすることは防げると確信しています。

医学の進歩により寿命はどんどん伸びるものの、健康寿命が延びなければ、超高齢化社会は大介護時代が到来することを意味するものであると言っても過言ではありません。認知症は家族の問題ではなく、これからは地域の問題として捉える必要があると思います。

高齢化率の高い三郷町として、認知症対策にこれからどう取り組んでいかれるのかをお聞かせください。よろしく願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、認知症基本法は、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができること、そして、共生社会の実現の推進を目的に成立されました。

認知症は、認知機能の低下により日常生活や社会的な活動に弊害が生じることに加え、心理的にも不安定な状態をもたらす、混乱状態に陥りやすくなり、妄想や徘徊行動に発展することもあり、介護する家族に計り知れない影響や負担をもたらします。認知症の方と家族が安心して地域で暮らすためには、認知症の方とその家族が直面する問題をできるだけ多くの方が理解し、共有し、支援していくことが大切であります。

現在、本町で実施している事業といたしましては、コロナ禍で一部中止をしていた事業もありますが、認知症に対する理解を深めていただくため、まず、1点

目、認知症予防やひきこもり対策といたしまして、すっきり教室やいきいき百歳体操、高齢者安全運転教室、スマホ教室、スマホサークルなどを実施しております。次に、2点目、認知症に対する啓発といたしまして、認知症講演会、チームオレンジ、サポーター養成講座、認知症ミニ講演会、キャラバンメイト連絡会、成年後見人制度相談会といった事業を実施しております。最後に、3点目、認証になったときといたしまして、認知症の方を介護する家族が認知症を正しく理解し、介護について学び合い、同じ悩みを持つ仲間との交流や相談の場となる家族のための認知症介護者教室や相談会、カフェなども実施しております。また、認知症地域支援推進員の配置や専門職で構成された認知症初期集中支援チームも活動しております。その他、見守り事業といたしましては、家庭にある固定電話に設置する緊急通報装置や町内に設置された受信機とビーコンを活用した「ミマモルメ」の貸与など、さまざまな事業を実施しております。

認知症の方や介護されている家族にとって、利用できる資源として必要なのは介護保険サービスだけではなく、何よりも見守りや支援をしてくれる地域の協力者が必要です。このことから、関係機関と連携し、全ての人にとって住みやすいインクルーシブ・スマートシティさんごうの実現を目指し、今後も引き続きこれらの施策を充実させてまいります。

以上でございます。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

三郷町は早くからフレイルにも着目し、介護予防事業にも取り組んでいただいたことは、すっきり教室でサポーターとして私自身も関わっておりましたので、よく存じ上げております。認知症の人だけではなく、家族のためのいろんな支援をしていただきまして、本当にありがとうございます。

認知症のケアとして、1963年にアメリカのソーシャルワーカーであるナオミ・ファイルによって創設され、認知症の方が感じている世界を否定せずに寄り添い、共感することを原則としているバリデーション、1979年にフランス人体育教師だったイヴ・ジネスト氏と、ロゼット・マレスコッティ氏によって考案され、日本では、2014年頃から研修や講演が開かれるようになったユマニチュード、1980年代にイギリスの心理学者であり、牧師、大学教授であったト

ム・キットウッド氏により提唱されたパーソンセンタードケアの三つが主なケアの手法として、さまざまな介護事業施設等で導入されているようですが、福岡市では、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる、認知症フレンドリーシティを目指されており、認知症の知識やコミュニケーションケアの技法、ユマニチュードの普及に取り組んでおられます。

介護家族にはもちろん、一般市民、医療従事者、消防署、児童・生徒向けの講座まで用意をしていただき、全世代に向けて普及啓発をされています。

認知症に優しいまちは、市民の皆さんが安心して暮らせるまちであるとし、一人一人の心豊かな認知症フレンドリーシティをつくるべく、認知症対策に取り組んでおられます。ユマニチュードの四つのポイントは、見る、話す、触れる、立つと、認知症の人の尊厳を守る介護の実践で難しいことはありません。最近では、徘徊している高齢者を小学生が助けるといったニュースもあります。三郷町でも、大人だけではなく、子ども達への認知症の理解を周知し、対応を教えることも必要ではないでしょうか。

9月21日は世界アルツハイマーデーです。9月はアルツハイマー月間として、さまざまな取り組みをされている自治体が県内にもあります。例えば、奈良市役所は、アルツハイマーデーに合わせて、庁舎をオレンジ色にライトアップし、今年には当日にミニライブの実施を予定されています。御所市役所では、認知症フォーラムを開催し、それに合わせて、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色の色紙で支援を深める折り紙を折るイベントの開催、市役所の取り組みをパネル展示、図書館に認知症関連図書を集めて、特集コーナーを設置され、認知症の啓発、早期発見に取り組んでおられるようでございます。

今後、他自治体の取り組みも参考にし、さらなる取り組みに力を入れていただけると期待をしておりますが、2007年愛知県で徘徊中の認知症の男性が電車にはねられ、JRから損害賠償を求められる訴訟がありました。最高裁で逆転判決が出て、損害賠償は免れましたが、今後も同じような事故が起こる可能性があります。草津市や神戸市では、保険料を市が負担する賠償責任保険の加入や認知症の方が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に対し、見舞金（給付金）を支給する事故救済制度、また、65歳以上の認知症診断が無料になるなどの支援をされているところもございます。この診断が出なければ、認知症と認定されないのですが、私の父親の場合、大阪府内で受けたときは、予約してから2か月

待ちで、費用は5万円、3割負担なら1万5,000円支払うことになるので、結構な金額になります。今いる場所で暮らす、これは認知症の人にとっていいことなのかもしれませんが、家族にとっては生活を一変させてしまう大きな負担になることは間違いありません。大介護時代の到来は待ったなしです。

これから先、施設に入れたくても入れることができず、仕方なく自宅で介護をしなければならない時代が来ることも考えられます。昼夜逆転すれば、昼夜を問わず徘徊され、大府市のような事故につながる可能性もあり、家族の負担はますます増えると思います。

認知症の人やその家族、また、周囲に住む人の暮らしをも守る必要があると考えます。誰一人取り残さない三郷町では、奈良県をも牽引すべく、認知症条例の制定とともに、救済制度の導入の検討をお願いいたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） すみません、お昼の時間なんですけれども、手短に行けるようにしたいと思います。申し訳ありません。

2問目の質問、「産後うつによる自殺、虐待防止対策としておむつ定期便で見守りを」について質問させていただきます。

三郷町では、出産と子育てを応援するため、令和5年3月1日から、伴走型相談支援及び出産子育て応援ギフト一体的事業を開始され、全ての妊婦、子育て世帯が安心して妊娠、出産、子育てできるよう手厚く支援をされていることは非常に高く評価しておりますが、出産後は、女性はホルモンのバランスが崩れやすく、さらに、赤ちゃんへのお世話や授乳等で睡眠時間が取れなくなり、生活が不規則になることなどが原因で、子育てや将来への不安から落ち込み、産後鬱になると言われています。症状が深刻化すれば、自殺や乳児を道連れにした無理心中のおそれや、乳幼児虐待も産後鬱に起因する場合もあり、育児にも悪影響を及ぼすと考えられています。自殺に関しては、2018年度の調査時よりも数が減っていますが、それでも鬱病による自殺はなくなり、鬱病になる可能性が高いのは経産婦よりも初産婦の割合が多いとの厚生労働省の研究班によるデータもございま

す。

自分の不注意により赤ちゃんを死なせてしまうのではないかと不安が常にあり、私も初めての出産後は、眠っている息子が息をしているか、昼夜問わず何度も何度も確かめたことがありました。慣れない育児によって精神的にも肉体的にも疲弊してしまうことは理解できます。

鬱病は早期発見、早期に精神科にかかることが最善とされている中、三郷町では、毎月1回の育児相談、計測やちいすてっぷ、ぴよぴよクラブ、ぴよぴよ広場、ぴよぴよ相談とお母さんをサポートする機会をたくさん設けていただいておりますが、積極的に参加されるお母さんでないと、健診でしか会うことのないお母さんや赤ちゃんが少なからずおられると思います。

定期的におむつを届けることで、受け取るためには、インターホン越しの対応ではなく、母親本人と赤ちゃんの様子を半ば強制的に見るチャンスとなり、母子の異変にも気づくことができると考えます。また、おむつのサイズの変化により、赤ちゃんの成長をも知ることができると考えますが、いかがでしょうか、町のお考えをお聞かせください。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、三郷町では、本年3月1日より出産・子育て応援給付金事業を開始しています。本事業は主に経済的支援と伴走型相談支援の二つの支援があり、経済的支援では、妊娠届出をされた妊婦に対し5万円を給付し、その後、出生届出をされた出生児の養育者に、乳児1人当たり5万円を給付する事業であります。

参考までに申し上げますと、事業開始日から8月末までの支給状況については、妊娠届出をされた妊婦241人に対し5万円を給付し、事業費ベースで1,205万円を執行いたしました。その後、妊娠期が終わり、出生届出をされた乳児数161人に対しても各5万円を給付し、事業費で805万円を執行しております。

また、伴走型相談支援では、妊婦や乳幼児を養育する子育て世帯を対象に、その過程に即したサービスの提供やあらゆる支援、相談を寄り添いながら実施しています。

議員ご指摘のとおり、出産後の母親は、育児や授乳等で睡眠時間がうまく取れず、睡眠不足や不規則な生活が続くことが原因で、心の状態が不安定となり、産後鬱になりやすくなると言われていています。さらに症状が重く、深刻化することにより、乳児への虐待リスクが高まり、母親だけではなく、乳児や家族を巻き込んだ無理心中といった痛ましい事象も発生しています。

このようなことから、本町では、出産後1か月以内に保健師がご自宅へ訪問する新生児訪問に注力をしており、現認率は100%であります。この機会をチャンスと捉え、不安に感じていることや体調面など、母親からのSOSをしっかりとキャッチし、寄り添うことに重点を置いています。

また、出産・子育て応援給付金事業を機に、本町でも、出産後、アンケート調査を実施し、悩みや相談事など自由記述も含め、しっかりと聞き取り、異変に気づく取り組みを行っています。

さらに4か月児健診では、単に体調測定など、子どもの成長度合いを測るだけではなく、異変はないかということ念頭に、乳児の体に不審なあざはないか、母親との会話の中で育児不安はないかなど、コミュニケーションを図りながら、母親と保健師間との信頼関係が構築できるよう努めています。

そのほか、町の事業として、生後1か月から利用できるファミリー・サポート・センターをはじめ、ショートステイ及びデイケアを利用し、母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業、体調不良等で家事や育児が困難なご家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児を行う産前産後ヘルパー事業など、ハード及びソフト事業の両面から産前産後のご家庭をサポートしています。

本町といたしましては、引き続きこれらの事業を住民の皆様へ周知するとともに、重層的会議などを利用しながら、活用しながら、他部署との連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

議員ご質問の「紙おむつを届けることで、母親と赤ちゃんの様子が確認でき、母子の異変にも気づくことができるが、町の考えは」について、検討をいたしました。まず、この取り組みを実施するためには、毎月のおむつ代として、乳児一人当たり約2,000円、年間約336万円の財源と、おむつの配達や母子の確認を行うため、人的確保、保健師が必要となります。特に担当課でありますことも健康課では5名の保健師が在籍していますが、毎月140世帯を訪問しながら、おむつの配達と母子の現認確認を行うには、行政だけでは限界があります。

このような問題点を解決するため、既におむつ定期便事業を実施している滋賀県甲賀市と東近江市の担当者へ直接問合せをいたしました。その結果、両市では、保健師の職員数にも限りがあるため、民間業者へ委託しているとの回答でありました。

具体的には、両市とも、移動及び小売販売でおなじみの生協コープと委託契約を締結し、毎月1回、年間12回全世帯におむつの配達をしています。

また、民間に委託することによる課題や問題点について質問した結果、睡眠中にチャイムが何回も鳴らされ、母親が起こされる。乳児がお昼寝中のため起こしたくない。結果、乳児に会えない。専門職でない社員がおむつだけ配り、次の配達先へ急いでいく。おむつを手渡しする短時間では、母親の異変には気づけない。毎月のおむつ代に加え、配達委託料も加算となるため、膨大な予算が必要などといった課題や問題点があるとのことでした。

このような現状の中、本町といたしましては、おむつ定期便で本当に母子の異変に気づくことができるのかという点に関しては、費用対効果も含め、慎重に検討する必要があると考えています。

今後につきましては、既の実施している事業をベースに、誰一人取り残さない、本町が注力している新生児訪問、アンケート調査、4、5か月児健診の機会を捉え、できるだけ早く異変に気づき、家庭に寄り添いながら支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 実施されている自治体に突っ込んだ質問をしていただきありがとうございました。今のご答弁を聞かせていただいて、私も25年前、子育て真っ最中だったとき、同じ気持ちだったことを思い出しました。2人の息子を育ててきた育児経験者なのに、議員になるとどうしても自殺、虐待防止対策を優先してしまって申し訳なく思っております。

また、配達する人が外注で決まった人ではないならば、変化に気づくことは確かに難しいと思います。けれども、先ほども申し上げましたとおり、町の子育てイベントに参加できるお母さんは大丈夫だと思うのですが、そうでないお母さんとは4、5か月健診の後、1歳6か月健診まで約1年以上お会いできないことに

なり、その期間が気がかりで今回の質問をさせていただきました。この約1年の空白の期間をどうにか埋めていただきたいのです。

晩婚化が進んでいるため、出産時は親も高齢化していて、手伝いに來ることもできなくなっていることもあると聞きます。親のサポートが得られないだけでなく、育児でも大変なのに、親の介護が始まり、ダブルケアラーになることも珍しくないそうです。頼れるのは行政しかないというお母さんもいらっしゃいます。

三郷町では、子育てアプリ、子育て応援ナビを導入していただいておりますが、今回、これを見させていただきましたが、これがとても素晴らしいアプリであることを知りました。残念ながら、登録数がおかしくなると困るので、登録は控えており、ホームしか見られていないのですが、それでも情報がぎゅっと詰まっていることはしっかりと確認できました。

アプリを導入時に、健診や予防接種のお知らせ等の発信が可能だと聞いていましたが、年間の健診予定だけでなく、小児科の情報や子育て支援事業についてもカバーされており、毎週更新される流行疾患情報では、その週にはやっている病気についての情報まであり、大変驚きました。正直ここまで情報提供してくださっているとは思いませんでした。三郷町に転入してきたばかりのお母さんも、このアプリがあれば、安心して出産、子育てできると思います。

この素晴らしいアプリが現在何名程度の登録者があるのか、また、どのように登録を促しておられるのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

母子手帳アプリの更新については、正式な数字は今手元にはないんですが、400から500人程度今登録されている状況でございます。また、更新の頻度につきましては、現在月に1度ぐらいのペースで、最新の情報を更新させていただいております。

以上でございます。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 大和郡山市、香芝市、京都八幡市、兵庫県丹波市と同じア

プリを使われているようなのですが、サービスの内容の変更により、アプリでの配信の廃止をされた自治体もあるようですが、N T T東日本関東病院、博報堂D Yメディアパートナーズ親子健康手帳普及協会調べによりますと、自治体のホームページをわざわざ見ないので、必要な情報が定期的に配信されるのが助かる、イベント開催、補助金、予防接種、制度のお知らせはとても重要で、うっかり忘れを防げてよい等の利用者の声もあり、母子手帳を電子化すると、週1以上の利用頻度が46.6%向上するとのデータも示されております。

対象年齢の全ての保護者の方に使っていただきたいです。できたら三郷町のホームページから探していけるんですけども、一目で見つけられるように、バナーを作っただけでないでしょうか。このアプリで、三郷町がどれだけ子育て世代をサポートしているかのアピールにもつながると思います。

また、9月14日に実施予定の手形足形アートが大人気のように、9月1日から受け付け開始をされたのが、もう既に定員に達しておられます。敬老の日のおじいちゃんおばあちゃんへのプレゼントとして申し込まれた人が多いのかもしれませんが、人気のイベントは、次回実施される場合には、回数や人数枠を増やす配慮をお願いします。そしてもし、可能であれば、先ほどの私が申しあげました空白の1年間を埋めてもらう方法の一つとして、1歳お誕生日記念手形足形アートを実施してもらえないでしょうか。三郷町の出生数が約140人程度ならば、12か月で割ると大体月に約11人程度になります。専用台紙を作っただけとしても、おむつ定期便よりもはるかに安価で、お母さんとお子さんの現況を確認でき、保護者にとってはお子さんの節目の記念になり、とても喜ばれると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

そして、理事者の方に、2点お願いがございます。

1点目は、職員や職員の奥様が出産された場合には、ご本人また父親となられた男性職員も気兼ねなく育休を取れる環境であることを再度徹底していただき、復帰された後にご配慮をお願いいたします。

そして、2点目、保健師でございます。保健師は、命を預かる大切な役割があります。現在、5人体制のことですが、私はちょっと少ないように感じました。相談者からのお話を聞いている最中に、保健師がチラチラと腕時計を見るようなことになると、親身になって相談してもらえないと感じることもあると思います。もちろん、余裕を持ってスケジューリングしてくださっていると思いますが、対

人なので、予定どおりに進まないことのほうが多いのではないかと推測します。効率が悪いと思われるかもしれませんが、日々の業務に少し余裕を持って対応してもらいたいこと、また、今後も重大な感染症や災害等が起こる可能性もありますので、防災と同じように備えが必要だと考えます。

まさに今、採用されているところでございますが、保健師は、看護師の知識をもとに、さらに一歩踏み込んだ健康、予防に関する幅広い業務を行える存在であることから、言い方はよくないかもしれませんが、一職員さんが対応されるよりも、住民さんの安心感は少なからず違うと思います。また、欠員が出た場合、国家資格が必要でない一般職よりも、必要なときにすぐ採用とはなかなかいかないと思います。今回、何人採用を予定されているのか分かりませんが、この先、想定外のことが起こったとしても、どんなときも三郷町民の命を守る体制を取っていただきたく、保健師の人数をもう少し増やしてもらうことを要望いたします。

生まれる前からお亡くなりになられるまで、全三郷町民が安心して暮らせるよう、窓口業務だけでなく、健康維持、健康相談、健康イベント、啓発活動の企画、実施などにも、さらに力を入れていただきたいと思っておりますので、今回の採用に際し、複数の保健師希望者が応募され、なおかつ優秀な方が複数おられた場合は、ぜひ全員採用するぐらいの意気込みで臨んでいただきたいと切に要望し、もう時間もあれですので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の母子手帳アプリの活用、また、ホームページ等の修正について貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。今後、住民さんの利便性の向上のために、変更をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の各種事業、特に手形等の事業、人数の、すごく人気があるということでご意見いただきました。ありがとうございます。この事業につきましても、今後前向きに人数を増やして受け入れていく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、3点目に、専門職であります保健師についてでございます。現在、こ

ども健康課と長寿健康課それぞれ5名、合計10名が在籍しておりますが、来年度の採用枠も1名予定しております。限られた人数ではございますが、職員の負担が軽減できるように創意工夫しまして、今後も引き続き、部署をまたいだ連携や協力体制をより強固なものにしてまいりたいというふうに考えております。

また、育休につきましても、本町ではしっかりと育休も取っていただき、仕事のほうもお休みのほうもしっかりとやっていただいておりますので、今後とも、そういったところも配慮しながら、職員の負担軽減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開1時25分です。

休 憩 午後 0時20分

再 開 午後 1時25分

議長（先山哲子） 休憩を解き再開いたします。

それでは、1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 1番、神崎静代です。それでは、1問目、「もう少し近くに避難所の開設を」ということで質問いたします。

近年は地球温暖化の影響もあって、自然災害が頻発、激甚化しています。三郷町では大和川のしゅんせつ工事や惣持寺地区調整池の整備工事も行われていますが、6月2日には、台風の影響で豪雨となり、避難所に避難された方も65人いらっしゃったと聞いております。2017年、平成29年の台風21号のときのような大きな被害にはなりませんでしたが、立野や勢野地域の方から、避難所が遠い、雨の中、避難所まで行けないという声が寄せられました。

立野のある方からは、FSS35キャンパスのスポーツアリーナを避難所にしてほしいという意見が寄せられました。このFSS35キャンパスのスポーツアリーナは7月7日に指定避難所になりました。また、6月2日のときに、補助避難所であるいわせが丘自治会館が、少し遅れて指定避難所の後、少し遅れて開設をされましたが、そのとき、2017年のときに、被害に遭われて避難するの大

変やったという方は、やっぱりそのときの経験がどうしても頭の中にあるもの
すから、中学校までは遠くて雨の中歩いて避難できないので、早めに王寺のホテ
ルに避難をしたけれども、三郷駅に行ったときはもう既にJRが、水をあれたの
で、もう走っていなかったと。たまたま三郷駅から王寺に行くバスがあったの
で、それに乗って王寺のホテルに行きました。いわせが丘自治会館が後で開いた
のやったら、早くやってくれていたら、あそこやったら、歩いて行けるので、今
度からは早く開いてほしいなというようなことをおっしゃっていました。

そのように立野方面は、FSS35キャンパスのスポーツアリーナも指定避難
所になりましたし、いわせが丘自治会館などがあるんですけども、勢野方面の
ほう、特に勢野東6丁目のほうの方は、北小とか給食センターが避難所となっ
ておまして、避難所まではかなりの距離があって、雨の中歩いて避難するのはと
ても困難です。避難所に車で送ってくれる人がいれば別ですけども、要配慮者
でなくても、独り暮らしの高齢者の方などにとっては、なかなか困難です。勢野
地域の方のために、もう少し近くに避難所の開設はできないでしょうか。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目にお答
えさせていただきます。

議員のご質問にありますように、先日6月2日に台風2号が梅雨前線を刺激し
たことにより、奈良県北部では線状降水帯が発生し、累計で167ミリの雨量を
観測しました。同日の午前8時14分に大雨警報が、午前10時5分に土砂災害
警戒情報が発令されたことを受け、災害対策本部では、午後0時40分に大和川
沿い地区全体に高齢者等避難を発令し、学校給食センター、ちいすてっぷ、中学
校福祉避難所、南畑幼稚園の4か所を避難所として開設いたしました。その後、
午後1時20分には避難指示に切り替え、中学校体育館、北小体育館、ふれあい
交流センター、いわせが丘自治会館を追加で開設したところでございます。

避難者につきましては、学校給食センターが31人、中学校福祉避難所が17
人、ちいすてっぷが9人、北小体育館が4人、中学校体育館が1人、いわせが丘
自治会館が3人の合計65人となりました。

大雨や台風など風水害時における本町の避難所開設については、施設の種類や
地域性、規模、職員の配置などを総合的に考慮し、先ほど申し述べましたとおり、

まずは自主避難所であるちいすてっぷ、福祉避難所である学校給食センターと中学校福祉避難所、そして信貴山地区の南畑幼稚園の4か所を最優先で開設し、その後、災害状況に応じて4か所を追加で開設する運用を行っております。

議員ご指摘のとおり、大和川に隣接する勢野東6丁目や惣持寺地区、新惣持寺地区につきましては、浸水想定区域と急傾斜地、レッドゾーンが重なっている区域もあり、また避難所までの距離があることも十分に認識しているところでありますが、同地区近辺には公共施設が存在しないこともあり、近辺に避難所を開設することは、現状では困難な状況であります。

しかしながら、災害時には、職員による地域巡回のほか、災害対策本部において、防災情報システムやカメラ映像などを活用しつつ、気象情報や雨量、河川水位をリアルタイムで監視しております。

このことから、浸水などの危険度が切迫する状況と判断した場合、または事前に予測される場合には、少し離れますが、補助避難所となっている付近の民間施設や自治会館についても、施設の所有企業や地元自治会のご理解とご協力を得た上で開設できるよう、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、内水対策として、現在、惣持寺地区の調整池整備事業を進めているところでありますが、今後、その上部活用の中で、避難所の整備についても検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、誰一人取り残さない、安心・安全なまちづくりのため、今後も、災害時には全職員が最優先で対応し、防災、減災対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） まずは公的施設である指定避難所を開設し、状況を見ながら、民間の施設とか自治会館など、そういったところの避難所開設という、そういうことはよく分かるんですけども、やっぱり独り暮らしの高齢者の方などは、そういう状態の中、1人で家で過ごすのはとても不安だということで避難所へ行って、ほかの方々達とちょっとおしゃべりをしたりとかしていると、気も紛れて安心して過ごせるというようなこともおっしゃっております。いつ、どの避難所を開設するかというのを判断するのも大変難しいと思いますし、開設しても誰も避

難してこないということもあると思いますけれども、これからも、状況に応じて、少しでも近い避難所を、また、早い時間に開くようお願いをして、質問を終わります。

議長（先山哲子） 1 問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目、「電動アシスト自転車購入に補助を」ということで質問します。

2020年、令和2年10月に、菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると、脱炭素社会の実現を目指す宣言をしたことなどを踏まえ、三郷町でも、2021年、令和3年3月にゼロカーボンシティー宣言を行い、2022年、令和4年11月に、奈良県内では初となる脱炭素先行地域に選定されています。今年3月には三郷町地球温暖化対策実行計画を策定し、環境に配慮した取り組みを推進しています。三郷町地球温暖化対策実行計画には、脱炭素先行地域の対象として、FSS35キャンパス、農業公園信貴山のどか村、三室山コープタウンの三つが挙げられており、この3か所の相互移動のために、脱炭素化されたEVバス、電動自転車シェアリングサービスを導入するとしています。

三郷町は坂道が多く高齢化も進んでいます。高齢者の方が運転免許を返納しようと考えたときに、坂道が多い、買い物をどうするのか、移動の手段をどうするのかと考えて返納するのをちゅうちょされる方もあると思います。私は電動自転車を利用しておりますが、東信貴ヶ丘の急な坂道も楽に登れますし、買い物をした荷物があっても、すごく大丈夫です。

最近では、若い方も電動自転車に乗っている人が増えております。ただ、電動自転車は高額で10万円ぐらいかかりますので、温室効果ガス削減の取り組みの一つとして、電動アシスト自転車購入に補助制度の導入を考えられないでしょうか。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

近年、通称ママチャリと呼ばれている一般車のほか、子ども用自転車やマウンテンバイク等の自転車については、販売数量、販売金額ともに減少傾向が続いておりますが、電動アシスト自転車については、2007年以降、販売数量、販売金額ともに右肩上がりです。また、電動アシスト自転車の販売単価についても上昇傾向であり、これらの要因により、自転車全体の販売数量は減少しているものの、全体の販売金額は増加している現象からも、電動アシスト自転車市場は活況であることがうかがえます。

ペダルをこぐ力をモーターが補助する電動アシスト自転車は、登坂でも楽に走行でき、環境にも優しいといった長所があります。一方で、電動アシスト自転車は動き出しから短時間で加速するため、スピードが出やすく、モーターを積んでいる分、普通の自転車よりも車体が重く、小回りが効きにくい、バランスを崩しやすいといった特徴もあり、転倒時や衝突時の衝撃が大きくなるといった側面もございます。

こうした電動アシスト自転車の特性を総合的に判断しますと、運転免許証を自主返納された、とりわけ高齢者につきましては、安全性を重視する観点から、新たな補助制度を設け、車の代替乗り物として電動アシスト自転車を推奨することはできかねます。本町で既に実施している運転免許証自主返納支援事業をご活用いただくことで、予約制乗合タクシーや鉄道などの公共交通機関の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

本町といたしましても、議員からのご指摘のとおり、移動手段の脱炭素化を進めていく観点から、電動自転車シェアリングサービスの導入のほか、自転車や電動アシスト付自転車の利用促進に向けた環境整備を行い、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がございます。

今後、他の自治体の支援策や啓発方法等も注視するとともに、移動手段の安全性にも配慮しながら、移動手段の脱炭素化の推進に努めてまいります。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 私はあくまでも地球温暖化の対策ための取り組みとしてこの問題を取り上げたんですけれども、高齢者の返納を促進させるためにという観点で取り上げたのではなかったんですけど、通告書の書き方があんまりよくなか

ったのか、誤解を招いているような気がいたしました。

何でかと言いましたら、今は高齢化社会で、三郷町でも高齢者の方がたくさんいらっしゃるということと坂道が多いので、荷物がたくさん持てない、そういった理由で車の運転をやめられないという高齢者の方がたくさんいらっしゃるということも一つ、人口的にも多いということもありまして、これを書かせてもらったんですけれども。補助を出していただくということになりましたら、電動自転車購入の動機づけになったりするのかなと思いました。

ご指摘がありました高齢者の方が電動自転車に乗るのは危険だという、そういったこともありますけれども、私も高齢者ですけれども、高齢者が車の運転を続けていて事故を起こすということを考えれば、自転車に比べてやっぱり大きな事故につながると思いますので、と思います。

電動自転車に私は乗っていますけれども、よく道でいろんな人と出会うんですけども、その自転車楽ですかとか、免許証返したらこれ買おうかな、幾らぐらいするんやとか聞かれたり、10万円ぐらいしますよと言ったら、ちょっと高いなとか、そういった会話を結構たくさんの人としました。中には、ちょっとどんなもんかの試しに乗らせてと言って、ちょっと乗っていただいたりしたこともあります。乗っていることで、すごい関心も持ってもらえているんですけれども。

最近、町を見ていますと、結構電動自転車に乗っている方が多くて、子育て中の方なんかはやっぱりお子さんを後ろ載せたりするのに乗っていらっしゃいますし、若い世帯の方というのは、車を2台とか3台とか持っているお宅もあるんですけれども、最近とても物価高ですし、ガソリンの高騰もあって、車の維持費を考えると、町内の移動だけなら電動自転車のほうがいいかなというようなことありまして、私の知り合いの方でも、今まで車に乗っておられたのに、最近電動自転車に乗っておられるので、どうしたんて理由を聞きましたら、息子さんも免許証を取って夫と3人で1台の車を奪い合う、誰が今日乗るねんとかというようなそんなこともあったりするんで、私は電動自転車にすることにしたんです、もう1台車買おうと思うとやっぱりなかなか、車を買うことを思ったらこっちのほうが安いと。やっぱり維持費とかいろいろ考えると大変だしねというようなことで買っておられるというような話も聞きました。いろんなあれでなっていますし、やっぱりCO₂を排出しないということなので、温室効果ガスを積極的に取り組むために補助制度というのが私の質問の趣旨ですので、高齢化問題を取り上げる

つもりはなかったもので、そういうことで再度ご答弁をお願いしたいと思います。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、神崎議員の再質問にお答えいたします。

電動アシスト自転車購入に対する補助につきましては、奈良県内では、幼児2人同乗用自転車購入に対する補助など子育て支援の一環で実施されている自治体がほとんどで、私が調べる限り、唯一奈良市において物価高騰に対する生活支援策として台数限定で電動アシスト自転車購入の一部を補助されているといった状況であります。

このように、奈良県内では、環境対策としてアプローチしている自治体は見られませんでした。本町といたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、地球温暖化対策実行計画においても記載しております電動自転車のシェアリングサービスの導入など、自転車や電動アシスト自転車の利用促進に向けた環境整備を行い、移動手段の脱炭素化を推進する必要があると思っております。電動アシスト自転車は、持続可能な移動手段で、環境への負荷軽減に寄与するといったことを鑑みますと、補助金の導入によって電動アシスト自転車の利用促進につながる可能性はあると思われませんが、環境対策がいいのか、あるいは、子育て支援がいいのか、本町にとって何が一番いいのかを含めて、今後、さまざまな環境対策事業を模索していく中で、検討材料の一つにできればと考えております。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 奈良県内では、そういう環境のためにといいはないという話だったんですけれども、全国的に見てもあんまりないんですけれども、蒲郡市などでは、温室効果ガスの削減に積極的に取り組むため、電動アシスト自転車を購入する方に対して補助金を交付しますという、そんな制度をつくっているところも、少ないんですけれど、2、3しかないんですけれども、そういったものもありますので、ぜひともそういう観点からも検討をしていただくようお願いをして、質問を終わります。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結いたします。

吉村今日子議員、一問一答方式で行います。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 議席番号2番、吉村今日子です。「福祉医療制度の所得制限、一部負担金の撤廃を」について質問させていただきます。

福祉医療制度は、重度障がい者やひとり親家庭及び乳幼児等を対象に、経済的負担を軽減し、受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療費の自己負担を助成する制度です。子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、心身障害者医療助成制度。重症心身障害者老人等医療費助成制度があります。子ども医療費助成は、現在、高校卒業まで助成の対象であり、一部負担金も所得制限もありません。しかし、ひとり親家庭等医療助成制度は、所得制限は撤廃されていますが、子どもの医療費助成制度、対象年齢以外は一部負担金があります。心身障害者医療費助成制度、重症心身障害者老人等医療助成制度は、一部負担金、所得制限があります。奈良県では、一部負担金なしや所得制限を設けていないところもあります。障がい者等の医療助成では、香芝市、斑鳩町、平群町などが、ひとり親家庭等助成制度では、斑鳩町、平群町が一部負担金をなしにしています。所得制限は、奈良市や郡山市など、王寺町を含む17の市町村がなくしています。三郷町でも一部負担金なしや所得制限の撤廃はできないでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、吉村今日子議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町における福祉医療制度の所得制限及び一部負担金につきましては、子育て支援の観点から、平成23年度より中学生以下の子ども的一部負担金を撤廃し、今年度からは高校生世代の子どもについても一部負担金を撤廃しております。また、所得制限につきましても、同じく子育て支援の観点から、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費に限り、平成28年度より撤廃して、受給資格の認定を行っております。一方、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費につきましては、これまで県の補助基準に基づき、所得制限及び一部負担金を設けて、医療費助成を実施しております。この二つの制度の取得制限につきましては、本人、

配偶者及びその方の扶養義務者で、主として生計を維持している方について、いずれも前年中の所得が旧国民年金法施行令に定める障害基礎年金の支給停止の基準額を超えないことと定めております。

また、一部負担金につきましては、1医療機関当たり月500円、14日を超える入院の場合は、月1,000円と定めており、受給者の自己負担額から差し引いて医療費助成を行っております。

議員がご質問の福祉医療制度の所得制限及び一部負担金の撤廃についてでございますが、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、子育て支援の観点から撤廃しておりますが、基本的には、所得水準の高い方も含め、一様に助成対象にするのではなく、真に経済的に給付を必要とする方を対象とし、負担の公平性を図ることが必要であると考えております。

また、最低限の負担を設定し、制度として将来にわたり安定的に支援していくことが重要であることから、所得制限及び一部負担金を設定しているところであります。

本町では、対象となる障がいの等級について、県の補助基準よりも拡大し、身体障害者手帳3級、療育手帳B1、B2についても対象に加え、実施することで、より多くの給付を必要とされている方の健康の保持及び福祉の増進を図っており、現時点において、所得制限と一部負担金の撤廃までは考えておりませんが、今後の県内の動向についても注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 心身障害者等対象者は、障がいの特性など何らかの配慮が求められることが多く、仕事の内容や勤務時間に制限がかかったりすることもあり、一般の労働者より平均年収が少ないという状況にあります。

日本の平均年収は、平成30年度民間給与実態調査によると、約443万円です。平成30年度障がい者雇用実態調査では、身体障がい者では約258万円、知的障がい者では約140万円、精神障がい者では約150万円です。障がいの特性などにより医療機関への受診回数も健常者と比べ多くなることも考えられます。経済的な負担なく安心して医療にかかれるよう、せめて一部負担金でもなく

すことはできないでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、吉村今日子議員の再質問にお答えさせていただきます。

一部負担金のみ撤廃はできないのかという再質問でございます。先ほども申し上げましたが、福祉医療制度を将来にわたり持続可能なものとするためには、幅広く支え合い、現制度の安定的な運用を図る観点から、最低限度の一部負担金をお願いしているところでございます。また、財源等の問題もございますので、現在のところ一部負担金をなくすということは考えておりませんが、今後の県内の動向についても注視してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 2問目の質問は、「食物アレルギーがある児童への緊急時の対応について」お聞きいたします。

公益財団法人日本学校保健会が、昨年、全国の公立の小中学校と特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校等を対象に行った調査で、食物アレルギーがある児童が約52万7,000人いることが明らかになりました。2013年度の前回調査より約12万人増えており、激しいアレルギー、アナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒の数も増加したとのことでした。

食物アレルギーは、蕁麻疹やせき、嘔吐などの症状を引き起こします。複数の症状が急激に出るアナフィラキシーが起こることもあります。アナフィラキシーを起こした場合、適切な処置を行わなければ命に関わる重大な事態となります。すぐに自己注射エピペンを打てるかどうかで救命率も大きく変わります。

現在、三郷町の小中学校の児童・生徒に食物アレルギーを持っている方は何人いるのでしょうか。また、その把握はどのように行っているのですか。これまで、エピペンを使用した事例はあるのでしょうか。あれば、事例数や誰が打ったので

しょうか。

実際に緊急事態が発生すると慌てたり暴れたりして、思うように対処ができないこともあり、ふだんから緊急時に備えて、研修や訓練を行うことが重要と考えますが、研修などはどのように行っていますか。また、緊急時の対応のマニュアルのようなものはありますか。教えてください。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、吉村議員の２問目にお答えさせていただきます。

学校給食を提供する際、食物アレルギー症状のある児童・生徒の安全確保は、生命に関わることから非常に重要であるものと認識しております。議員おっしゃるよう、昨年度の調査では、食物アレルギー症状のある児童・生徒は、全国の公立学校で約５２万７，０００人で、９年前調査より約１２万人増加しております。特に食物アレルギーの中でも、複数の症状が急激に出る全身性のアナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒も約５万２，０００人と、９年前調査より約８，０００人増加しております。

さて、本町の食物アレルギー症状のある園児・児童・生徒の人数ですが、現在の給食センターの運営開始当時の平成２７年９月当時２６人であったのに対し、今年度は５３人であり、８年間で２７人増加しております。

次に、人数の把握の方法についてですが、小学校入学前に実施しております健康診断時に食物アレルギーの相談を受け付けし、その後、医療機関で診察していただき、診察結果が記載されている管理指導表を提出していただきます。

小学校入学後は、保護者、学校養護教諭、給食センター栄養士の３者により、個別相談を実施し、管理指導表をもとに児童の症状や緊急時の処方薬、学校生活の留意点等を共有することにより人数を把握しております。

次に、自己注射薬エピペンの使用事例ですが、平成２７年度に三郷北小学校の児童にアレルギー症状が出た際、養護教員が打ち、適正に対応したケースがございました。万が一、アナフィラキシーが起きた際は、すぐにエピペンを打てるか否かで救命率が大きく変わると言われており、いざというときに教職員が動揺しないよう、年度初めに子どもに重度のアレルギー症状が出たという想定 of 緊急対応研修を実施し、その中で実際にエピペンを打つ練習を盛り込んでおります。

次に、本町の学校給食における食物アレルギー対応としまして、給食センターにはアレルギー対応食専用の調理室を設置しており、卵、牛乳、乳製品、エビ、カニが含まれる献立は、除去食の提携をしております。

議員ご質問の緊急時対応マニュアルはございませんが、奈良県教育委員会の学校におけるアレルギー疾患対応指針や、文部科学省の学校給食におけるアレルギー対応指針に基づいて対応をしております。具体的には配膳に至るまでに、他の子ども達と混在しないよう、氏名、クラスが把握できる個別食缶を職員室に配送し、教職員の最終確認を行った上、配膳を行い、事故のないよう徹底した対応を行っております。

このように、教職員は、子どもの生命を守る責任感を持って日々従事していただいております。教育委員会といたしましても、引き続き子ども達の生命を守る環境を構築してまいります。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。2番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、3番、南真紀議員。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、「激しさが増してきている豪雨による今後の災害対策について」の一般質問をさせていただきますが、その前に、今回の私の通告書について、以前は文章が長過ぎましたので、短くまとめるようにとのことで、今回ちょっと考え過ぎまして、削りに削ってしまった結果、メインの急傾斜地について書かずに、まずは以前の豪雨災害についての対応について伺いたく、あまりにもシンプルな通告書となってしまい、理事者の方々には混乱を招きかねないことだったと思います。せめてタイトルに書いておくべきでした。大変申し訳ございませんでした。今後は、私達住民のために、もっと分かりやすくさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

現在は、世界的にも大気中の温室効果ガス濃度の高まりに伴って、地球の平均気温が上昇することで降雨のパターンが変動し、異常気象の発生頻度が高まったと言われております。10年前、もしくは4、5年前とも違う異常気象が続いてい

ます。これからこういった激しさが増してきている豪雨も、異常気象ではなく、当たり前になってくるのではないかと思います。

今年、三郷町では6月2日に線状降水帯の発生による豪雨で、立野南では、道路が冠水して通行止めになるところがあり、三郷駅も電車がとまってしまいました。三郷町全体では、実際どのような状態で、どのような対策をされたのか、まずはお聞かせください。よろしく願いいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員のご質問にお答えいたします。

近年、全国的に水災害が激甚化、頻発化しており、地球温暖化などの気候変動が影響していると言われております。気象庁が発表した資料によりますと、時間雨量が50ミリを超える短時間強雨の発生件数について、昭和51年から昭和60年までの10年間は、年平均226回、平成23年から令和2年までの10年間は、年平均334回と、この半世紀の間で約1.4倍も増加しております。本町においても、平成29年の台風21号をはじめ、度々水害に苦しめられてきました。本年も6月2日に台風2号の影響により、三郷町を含む大和川流域が線状降水帯となり、この影響で大和川の水位が上昇したため、県道王寺三郷斑鳩線やJR大和路線の線路が冠水するなどの被害が発生し、土のうの設置や交通整理を行うなど、職員一丸となって災害対応に従事いたしました。

また、平成29年の災害を契機に、今後も激甚化、頻発化するであろう水災害に備え、河川護岸のかさ上げなど、ハード対策も着実に進めているところであります。

現在は、本町で最も浸水被害の大きな惣持寺地区において調整池整備工事を実施しており、大和川へ直接放流する雨水管渠整備等を含め、令和7年度までの事業完了を目指しております。ほかにも、国土交通省大和川河川事務所では、立野地域において、大和川の右岸側、三郷町側の堤防築造工事や河川に堆積した土砂を取り除くしゅんせつ工事により治水対策が講じられています。

なお、このしゅんせつ工事で排出される土砂については、のどか村での地域防災拠点広域避難所整備に活用するものでございます。

また、奈良県においても、信貴山東のものみの郷や、まだ事業途中ではござ

いますが、惣持寺地区のチャーム奈良三郷での急傾斜地崩壊対策事業により、施設や人家等の保全に寄与しております。

このように、全ての住民の方の生命、財産を守るため、国県町が強力に連携し、災害に強いレジリエンスな町を目指し、さまざまな対策を進めているところでございます。

以上でございます。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 三郷町内には、民家とか施設などと隣接する町有地がありますが、そういった土地の中には、先ほどもおっしゃったような急傾斜地やその予備軍になっているところがあります。この予備軍というのは、以前はもっとなだらかだった斜面が、このところのあまりにももの激し過ぎる豪雨により、どんどん急傾斜地化していきまして、民家のほうに迫ってきているというところがあります。これまでの実績は、先ほど述べていただきましたので、今後の対策について、さらにお聞かせ願えますでしょうか。よろしく願いいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 南議員の再質問にお答えいたします。

対策という面では、現在、国県とも連携しながら、水災害における治水洪水対策、急傾斜地域危険区域における土砂災害対策などのハード整備に取り組んでいるというところは先ほども申し上げたところでございます。

ふだん警報レベルの大雨などが降る場合は、町内を五つの地域に分けて、職員によるパトロールを随時行うとともに、防災システムを駆使して、現場の状況や避難者の状況など、刻々と変わる状況をリアルタイムに対策本部で情報収集し、即時対応に当たっております。

とりわけ土砂災害の危険が高いとされるエリア、いわゆるレッドゾーンに指定されている区域につきましては、パトロールを強化し、いち早く危険を察知できるように努めております。その上で、何か異常等が見られ、町での対応が困難な場合は、国や県とも連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

とはいえ、先ほども申し上げましたが、現場の状況は刻々と変化いたします。突然状況が悪化する場合もございます。県や町の対応を待つだけではなく、まず

はご自身の身の安全確保を最優先に行動をお取りいただくようお願いしたいところでございます。

以上です。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今も答弁いただいたとおり、現場の状況は刻々と変化します。人間の想定し得る対策が先か、災害が来るのが先か。住民の生活、そして命が自分達でどこまで守っていいのか。これからさらに激しくなるであろう豪雨に対して、私達もさらに考えていきますので、どうか行政もまた新たな対策をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（先山哲子） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結いたします。

9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三） 議長。

議長（先山哲子） 9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 議席番号9番、木口屋でございます。議長の許しをいただきましたので、「倒壊恐れのあるブロック塀の改善等安全対策費用の補助を」について質問をさせていただきます。

大阪北部を震源として発生しました最大震度6弱を観測した地震から5年を迎えました。関連死を含め、6人が犠牲になり、460人が負傷、6万1,000件以上の住宅が損傷を受けるなど被害がありました。最近、県内でも、14年ぶりに大和郡山市などで震度6弱を観測いたしました。大阪北部の地震で、大阪府高槻市の小学校4年生の女兒が、倒壊されたブロックの下敷きとなり亡くなりました。これをきっかけに、学校などの公共施設では、耐久性の低い危険なブロック等の撤去や安全対策が進みました。しかしながら、民間に至っては、高額な費用が障がいとなり、対策はなかなか進まない状況でございます。

平成13年1月に建築基準法施行令が改正され、ブロック塀は地盤面から2.2メートル以下と定められ、安全を考慮する場合は、2メートル以下が望ましいとされております。壁の厚み、2メートルを下回る比較的低い場合は10センチから12センチ以上、2メートルを超え、2.2メートルの場合は、15センチ以上の厚みがなければならないとされております。ブロック塀が倒れないように支える控壁は、3.4メートル以内の間隔で垂直に設置をする必要があります。

突き出した部分は40センチ以上でなければならない建築基準が施行をされています。

本町においては、平成30年度にブロック塀等の撤去工事補助金交付要綱を策定し、令和5年度においては、既存ブロック等の撤去費、産業廃棄物運搬処分費、仮設費、諸経費を含むの2分の1以内の上限、10万円を5件の募集をしております。本町において、耐久性が低い危険なブロック塀の把握箇所、改善等の指導状況を教えていただけますでしょうか。

本町の取り組みが確実に実施されるような周知方法と同じ箇所にフェンス等の改築する費用、人件費の高騰、人材費の高騰で、大幅に増額になることが考えられますが、補助を出していただける考えはございませんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。それでは、木口屋議員のご質問にお答えいたします。

平成30年6月18日午前7時58分、大阪北部において、マグニチュード6.1、最大震度6弱の地震が発生いたしました。この地震で、高槻市内の小学校に設置されたブロック塀が倒れ、通学途中だった小学4年生の女の子が下敷きになり亡くなるといった痛ましい事故が発生いたしました。ブロック塀の倒壊事故を受け、本町においても、町有地に設置されたブロック塀の撤去や補強工事等を進めるとともに、平成30年9月26日付で、三郷町ブロック塀等の撤去工事補助金交付要綱を定め、民間敷地における危険ブロック塀の撤去対策を推進してきたところであります。

補助金の対象となるブロック塀は、公道に面していること、高さが60センチ以上であることなどが条件となっており、補助額は、撤去工事費用の2分の1、10万円を上限としております。

要綱の施行後、これまでの約4年半で延べ15件の申請に対し補助金を執行しておりますが、道路沿いにあるブロック塀のほとんどは個人の所有物であることから、思うように対策が進んでおりません。

本町では、道路パトロールや通学路点検において、傾いていたり、ひび割れたりしている危険なブロック塀を発見した場合は、所有者を個別に訪問の上、プロ

ック塀の危険性を説明し、塀の撤去やフェンスへの建て替えをお願いするなど、地道な対策を行っております。

これまでに、通学路点検等で5件の危険ブロック塀を発見し、訪問や文書等で対策のお願いをしてまいりましたが、1件の対応にとどまっているのが実情であります。

ご質問の撤去費以外にフェンス等へ改築する費用の補助でございますが、当該補助金は、倒壊による事故防止、通行者の安全確保を目的としており、国の間接補助が交付される制度でございます。現行の補助要件は、先ほど申し上げたとおりでございますが、対策が思うように進まない状況、また、国の補助要件に、既存ブロック塀の改修も含まれていることなどを鑑み、補助率のかさ上げや上限額の拡充なども踏まえ、安全確保のためのブロック塀の改修について、来年度から補助対象に加えるよう改正したいと考えております。

本町といたしましても、悲惨な事故が風化してしまわないよう、広報やホームページなどを通してブロック塀の危険性や補助制度について、より一層の周知を図るなど、対策推進に注力してまいります。

以上でございます。

9 番（木口屋修三） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

9 番（木口屋修三）（登壇） 通学路点検の耐久性の低い危険ブロック塀5か所を発見し、対応が1件にとどまっている現状でということでございます。また、平成30年度にブロック塀等の撤去工事費用補助金交付要綱施行後4年半で、15件の補助を執行しているとのことでした。個人の所有であることから、今までの対象工事が倒壊事故防止を目的とした国の間接的補助制度であるため、思うように進まない現状であるということでございます。来年度からは、国の補助制度が、改築工事を含めた費用が含まれることを鑑み、補助率のかさ上げや上限額の拡充など、改正を考えていただけるということでございますので、必要性を十分に周知、指導、説明していただき、早急に対策を実施することで、安心・安全なまちづくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 9番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終結します。

11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） 皆さん、こんにちは。議席番号11番、辰己圭一でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

「線状降水帯発生時の町の対応と気象防災アドバイザーの活用について」お聞きをいたします。

線状降水帯という言葉が最近よく耳にするようになりましたが、線状降水帯とは、次々と発生する発達した積乱雲が列をなし、組織化した積乱雲によって数時間にわたってほぼ同じ場所を通過、または停滞することによって作り出される線状に伸びる長さが大体50から300キロメートル程度、幅が20キロメートルから50キロメートル程度の強い降水を伴う区域を線状降水帯といいます。

近年、線状降水帯による顕著な大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な被害をもたらされており、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東東北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年や令和2年度の7月豪雨や今年の7月に発生しました九州北部豪雨など、線状降水帯による大雨により土砂災害や河川が氾濫し、多くの人的被害が発生しました。

このように、過去の事例を見ますと、線状降水帯は西日本から九州にかけての地域で多く発生しております。この奈良県においても人ごとではなく、皆さんご存知のとおり、今年6月2日に線状降水帯が発生し、三郷町も大雨となりました。幸い人的な被害はありませんでしたが、道路が冠水した地域や小規模な土砂崩れが数か所で発生しました。

線状降水帯が発生すると、洪水や土砂崩れなど、大雨災害の危険度が急激に高まるおそれがあるため、心構えを1段高めていただくことを目的として、気象庁においては令和3年度から運用が始まりましたが、昨年の令和4年6月から、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、広域で、半日程度前から気象情報において、線状降水帯というキーワードを使って、大雨の可能性の呼びかけを開始しました。

昨年の線状降水帯による災害事例を挙げますと、8月3日に新潟県村上市で線状降水帯が発生した際は、午後1時9分に発生情報が出され、約5分後に土砂崩れの報告があり、30分待たずして河川が氾濫し、大きな被害を受けました。こ

れまでの従来の基準に基づく発生情報の発表では、災害の発生まで避難等の遅れなど十分な対処ができないケースが目立っていました。

こうしたことから、気象庁は、新たに今年5月から、迫りくる大雨災害への危機感をいち早く高めてもらうために、スーパーコンピュータ富岳の予想技術などを活用し、最大30分程度前倒して発生情報として発表することになりました。これにより、従来と比べて身の安全を確保するための時間が少し増えますので、この間の情報を有効に活用しなければなりません。

そこでお伺いをいたします。線状降水帯発生時において、町民の皆様に対する避難情報の発信、また、学校等の登下校の判断等も含め、三郷町の今後の対応について、どのように考えておられるか、まず、この点についてお聞かせをお願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

線状降水帯とは、顕著な大雨に関する気象情報として、気象庁から発表される情報で、次々と発生する発達した雨雲が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで、短時間で集中的な豪雨をもたらす、大雨災害の危険度が急激に高まる現象をいいます。先ほど議員からもお話ありましたとおり、過去にも、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本豪雨、令和2年の九州熊本豪雨など、毎年のように日本各地で線状降水帯により大きな被害が発生しております。これらを踏まえ、議員のご質問にありますように、気象庁では、令和3年6月から線状降水帯発生情報の運用を開始し、令和4年6月からは、発生の半日程度前から呼びかける予測情報、令和5年5月からは、突発的に発生する線状降水帯を最大30分程度前倒しで発表するようになりました。

線状降水帯は、いわゆるゲリラ豪雨などによる記録的短時間大雨情報とは異なり、台風や前線などによる豪雨に伴い発生することから、通常は既に該当地域に大雨警報などが発令されている状況で発信される情報となります。実際、先般の6月2日には、午前8時14分に三郷町に大雨警報が発令され、午後1時10分に奈良県に線状降水帯発生情報が発表されております。

先ほどの神崎議員の1問目のご質問でもお答えしましたとおり、当初、警戒レ

ベル3の高齢者等避難を発令しましたが、線状降水帯の発生や河川の水位予測なども考慮し、午後1時20分に警戒レベル4となる避難指示に切り替えたところであります。

今後も線状降水帯発生情報の発表時においては、最大限その危険性を認識し、警戒レベルの引き上げなど、迅速な避難情報の発信に努めてまいります。

また、台風接近などの場合で、事前に線状降水帯発生情報が発表されている場合は、児童・生徒の安全確保を最優先に、翌日の学校等の休校措置を含めまして、柔軟な対応をしてまいります。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、加地部長から線状降水帯発生時の対応について答弁をいただきました。線状降水帯の発生は、地球温暖化が原因の一つと言われておりますが、年々増加傾向にあります。昨年は、気象庁から全国で13回、半日程度前からの線状降水帯発生の呼びかけがございました。このうち、実際に線状降水帯が発生したのは3回でした。ただし、線状降水帯が発生していなくても、3時間に約150ミリの雨が降ったのが13回中5回、約140ミリから150ミリの雨が降ったのが13回中7回、100ミリ以上の雨が降るケースを含めれば13回中12回と、大雨になる可能性は非常に高いです。ですので、天気予報などで、事前に線状降水帯が発生することを呼びかけているときは、特に注意する必要があるかと思えます。先ほど、答弁でおっしゃいましたとおり、今後も避難情報の発信など、迅速な対応をよろしく願いいたします。

また、学校等の登下校の判断で、特に下校の判断ですが、例えば、児童・生徒が登校後に警報が出た場合、もしくは、線状降水帯の予測や発生が発表された場合、タイミングを見て、子ども達が安全に下校できるように判断をしていただきたいと思います。

また、下校中の通学路など、土砂崩れの危険性もそうですが、下校したものの、例えば家に帰ってもその家族の方が働きに出ていて、ひょっとしたらに家に入れない状態で、かえって子どもを危険にさらしてしまう可能性があるかもわかりませんので、そういった安全確保の配慮もよろしく願いいたします。

次に、気象防災アドバイザーの活用についてお尋ねをいたします。

気象防災アドバイザーは、台風や風水害などの頻発する気象災害に備え、地方自治体を支援するため、気象台のOB、OG等、または気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象防災アドバイザー育成研修を修了した者で、言わば気象に関するスペシャリストです。これは直接自治体を支援することで地域の防災力向上を図ろうとするものです。

現在、奈良県では2名、全国で190人が国交省から委嘱されています。全国各地で線状降水帯の発生やゲリラ豪雨など局地的な風水害が相次ぐ中、気象防災アドバイザーは、悪天候が見込まれる場合に、気象庁が発表した予報や観測情報をもとに、地域の特性を踏まえて今後の天気の見通しや河川の水位などを開設し、的確な避難情報の発信などにつなげます。

こういったことから、気象庁は、自治体に天候や防災対応を助言する気象防災アドバイザーの導入を呼びかけていますが、防災、減災対策が地方行政でも大きな柱となる中、気象アドバイザーの専門家として自治体をサポートする意義は大変大きく、特に専門的な人材を育てる余裕がない自治体にとっては、気象防災アドバイザーの助言をもとに防災マニュアルの作成の見直し、防災訓練への協力、または住民さんの皆様に自らの命は自らが守るという意識を持ってもらう、こういった啓発など幅広い活動が想定されます。

将来的なことになるとと思いますが、気象防災アドバイザーの活用について、町の所見を伺います。よろしく申し上げます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響もあり、異常気象による大雨災害が全国各地で頻発しております。災害時において、気象情報や河川水位を正確に把握し、危険度を予測することは、災害対策本部が避難判断を行う際に何より重要なものとなることから、本町では奈良地方気象台や大和川河川事務所などとのホットラインを活用しているところでございます。今回、議員にご提案いただきました気象防災アドバイザーは、国土交通大臣から委嘱を受けた地域に精通した気象の専門家であり、気象台では手が届かない局所的な気象情報についても専門的な見地から助言をし

ていただくことができるもので、特に適切な避難判断には大変有用なものであると考えております。また、その任用形態も、会計年度任用職員として年度単位で任用したり、必要時にその都度招聘したりするなどさまざまな方法がございます。現時点では、本町単独で常勤職員として採用することは困難ですが、将来的には、近隣自治体と共同での委嘱や職員向けの防災訓練、また自主防災組織のワークショップにスポット的に講師として来ていただくなど、さまざまな場面で広く気象防災アドバイザーの活用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、既にご案内のとおり、今月23日に、気象予報士でお天気キャスターの蓬萊大介氏をお招きし、防災講演会を開催いたします。天気予報の活用方法などについてお話しいただける貴重な機会となっておりますので、議員各位におかれましても、ぜひともご参加いただければと思います。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。ただいま、気象防災アドバイザーの活用について答弁をいただきましたが、前向きな答弁だったかと思っております。

先ほども言いましたが、今年の6月2日は、三郷町もかなりの雨が降りましたが、台風や警報など、災害が発生するおそれがある場合、災害対策本部が設置され、森町長をはじめ、担当職員の方々は昼夜を問わず対応に当たっていただいております、本当に頭が下がります。こういったときに気象防災アドバイザーがいれば、皆さんが肉体的にも精神的にも負担が減るのかなと考えたりしております。

同じ今年の6月2日に災害が発生し、気象防災アドバイザーによって危機を回避した愛知県豊田市をここでちょっと紹介したいと思います。

2日前の5月31日に、市の防災対策課に、台風の接近に伴い、6月2日から1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される。または線状降水帯が形成される懸念もあると、防災アドバイザーから事前にメールで知らされたそうです。そこで早めの対応を促して、市は翌日の6月1日に対策会議を開き、市民の命を守るために、市立小中学校計104校を2日に臨時休校する方針をいち早く決めました。そして、当日の2日目にはアドバイスが的中し、愛知県上空に線状降水帯が発生、激しい大雨になり、河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で100件超の建物に被害が出ました。学校の休校に加え、市が2日午後に市内全域に避難指

示を素早く発令するなど最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えることができたそうです。

この休校判断については、保護者からは、前日に発表をしてくれたので対応しやすく、安心できたと感謝の声が市に届き、また防災担当課の職員は、的確な助言のおかげで早期に対応ができた、アドバイザーはなくてはならない存在と強調していました。豊田市は、昨年からの防災アドバイザーとの契約を交わし、大雨のおそれがあるときを中心に、毎月電話などで連絡を取り合っているようですが、やはり気象防災アドバイザーの役割は大変重要だと考えました。

年々激甚化、頻発化する気象災害は、一つの市町村に限って起こるものは少なく、県内に甚大な被害をもたらした平成29年台風21号もそうですが、複数地域にまたがるものが多い状況でございます。いつ訪れるか分からない多発的な気象災害について、平時から高度な知識を有する気象防災アドバイザーを活用しながら備えることは、大変有意義なものだと考えております。

国と気象庁は、来年度までに各都道府県に5人以上を配置することを目指し、気象防災アドバイザーの育成研修に力を入れております。気象台が市町村一つ一つに細やかな対応をするのは難しいのが現状で、気象条件やそれぞれの地域の地形など、地域のことをよく分かった上で詳しく防災のアドバイスをさせていただく必要があると考えております。ぜひこの三郷町においても、早い段階で近隣自治体と連携をし、気象防災アドバイザーの活用をさせていただくよう要望して、私の質問を終えたいと思います。

今月23日、蓬萊大介氏の防災講演会、ぜひ行かせていただきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。答弁は結構でございます。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結いたします。

ここで暫時休憩します。再開3時5分。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 3時02分

議長（先山哲子） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、5番、南田善紀議員、一問一答方式で行います。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 南田善紀議員。

5番（南田善紀）（登壇） 議席番号5番、南田善紀です。初めての質問で、無作法も

あるかもしれません。その際は、ご指導、ご指摘よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、「害獣被害者への治療費支援について」質問させていただきます。

全国的に獣による被害、いわゆる害獣被害が多発しております。建物の破損や農作物を荒らすなど、地域によりさまざまな被害が出ております。三郷町内でも猿の目撃情報があり、そのほかにも、イノシシや毒を持つマムシなどの発生が報告され、被害が懸念されます。公園や大和川河川敷などでの目撃情報もあり、住民の方々の日常生活に支障を来しかねません。これらの害獣に襲われた場合、速やかに医療機関にかかり、治療を受ける必要があります。特に、毒を持つマムシなどに襲われると、治療期間も長くなり、経済的な負担も大きくなるのしかかってきます。全ての害獣を駆除することは現実的ではなく、自身が気をつけるよりほかありません。しかし、身近である公園や町の中に現れ、子ども達を公園で遊ばすことや河川敷でウォーキングするなど、楽しいはずの場所に行くことに不安を感じてしまいます。

そこで、町内の公園や河川敷など、町が管理している場所で、これらの害獣に襲われた場合、せめて治療費だけでも町が負担することはできないでしょうか。町のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。それでは、南田議員の1問目のご質問にお答えいたします。

本町における鳥獣被害の状況としましては、特に山間部を中心に、例年イノシシ等による農作物被害が発生しているほか、市街地においては、アライグマやイタチが民家や空き家に住みつくなど、生活環境被害が数多く発生しているという状況であります。また、数年に一度の頻度ではありますが、猿の目撃情報も寄せられることがあり、今年も数件報告があったことから、ホームページやSNSを通じて注意喚起を行っているところであります。

このような状況の中、本町といたしましては、農作物への被害を軽減することを目的に、有害鳥獣捕獲従事者の協力を得て、有害鳥獣の捕獲活動を実施しているところであり、令和4年度におきましては、イノシシ28頭、アライグマ24頭、イタチ8頭、その他の有害鳥獣3頭、延べ63頭の有害鳥獣の捕獲を行った

実績がございます。また、生活環境被害に対しては、希望される方に対し捕獲檻の貸し出しを行うなど、アライグマやイタチに対する対策を講じております。

一方、有害鳥獣による人身被害についてですが、最近熊に襲われ死亡されるという痛ましいニュースを耳にしますが、幸い本町においてはこれまで有害鳥獣による人身被害が発生したという事例はございません。

さて、ご質問の町内の公園や河川敷など、町が管理している場所で害獣に襲われた場合、治療費を町が負担することができないかということにつきましては、イノシシ等をはじめとする有害鳥獣やマムシ、スズメバチといった有害鳥獣以外の生物などは、自然の生態系の中で生息している生物であり、特に挑発して刺激を与えるなど、よほどなことをしない限り襲ってくることはないと考えます。また、町の管理地ということから、町の管理責任を問われるところではございますが、繰り返しとなりますが、自然の生態系の中で生息している生物であり、基本的には自己防衛していただくことが大前提であると考えております。とはいえ、たまたま目があつた。たまたま踏んでしまったなどで被害に遭われ、治療を要するケースもあるかと思われまふ。原則、自己責任の範囲内であると考えておりますが、治療費の公費負担について、なかなか難しいところではございますが、他の自治体の事例を調査研究するなど、まずは勉強させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

5 番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

5 番（南田善紀）（登壇） 有害鳥獣に対して駆除であるなり対処していただける方法を既にしていただいているようなことで、安心いたしました。まさに自分の身は自分で守る、これが鉄則であり、もしものときに何とか、心の休まる、治療費が負担にならないという休まりがあればと思ひましたが、なかなか全国的にまた三郷町に対してはそういったケースが少なく、事例に合致することはなかなか困難と思ひます。これからの被害状況、また害獣の発生状況に応じて検討いただき、住民の安心を担保していただけるようによろしく願ひして、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1 問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

5 番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 5番、南田善紀議員。

5番（南田善紀）（登壇） 失礼いたします。それでは、2問目の質問としまして、「単年度ではない長期雇用の教職員の採用について」質問いたします。

教員不足は全国的な課題となっており、令和5年度1学期の不足教員は、全国で2,000人を超えたと発表がありました。これは教諭の不足人数であり、募集をしている講師に対して応募がない自治体も多く、年度当初予定している教員の不足については、その何倍もの人数となり、教育現場の人材不足は深刻です。講師不足の課題は、町費、県費ともに常勤講師であっても単年度契約であり、安定した仕事とは言えない点、そして、短期契約ゆえに年度途中で退職していく教員は講師が多い点です。三郷町では、多くの町費講師を採用していただき、主に副担任として活躍してくださっています。各学年に副担任がいることにより、児童・生徒の安定した学習や学校生活のサポートが可能となり、近隣市町村より手厚い人員配置をしてくださっていることは承知しております。

しかし、三郷町でも不足の人員が出ており、その全てが単年度講師であると伺っております。教員の交代や予定した教員が不足することによる児童への影響、現存する教員の負担を軽減するため、長期間働ける教員の採用及び育成が急務といえます。安定した学習環境を維持するため、町職員としての講師採用を行えないでしょうか。町のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

教員不足につきましては、教育現場において、全国的にも深刻な問題となっております。児童・生徒一人ひとりにきめ細やかな教育を提供するためには、適切な教職員配置が必要となってまいります。文部科学省が本年4月に、都道府県や政令都市など全国68の教育委員会を対象に実施したアンケートによりますと、教員不足が1年前より悪化したという回答したのは全体の43%にある29自治体であり、文部科学省は依然として状況は厳しいと見ており、教員不足の背景には、病気休暇や産前産後休暇などで欠員が出た際の非正規の代替講師が見つからないことがあるということでもあります。

そのような中、県教育委員会が標準法等の規定に基づき、県費負担教職員を必

要数配置しております。一方で、それとは別に町が地域の実情に応じた教育や各校における特色のある学校づくりのために、学校設置者である町が常勤の教員を雇用することも認められており、本町でも雇用しております。参考ではございますけれども、本町の全体の教職員のうち町費教職員の比率につきましては、3校で12.4%であるのに対し、生駒郡内の他の3町の高い順では9.5%、次に、3.2%、2.0%となっており、本町はいかに教育に対して手厚い対応を行っているかがうかがえるかと思えます。

しかしながら、以前には、教職員、教員の不足が生じ、在籍の教職員で対応したこともありましたが、本町の小中学校の現状といたしましては、育児休業及び産前産後休暇に伴い、代替講師が不足するような状況にはなっておらず、年度当初より県費負担教職員が定数配置されているところでございます。

以上のことから、本町といたしましては、現状早急に講師不足に対応する必要があるということまでには至っておりません。仮に県費教職員が不足した場合には、町が不足分を補うのではなく、県が配置すべきことであるため、このような場合は、県へ強く要望してまいります。

以上のことから、教員を正規の町職員として雇用することは考えておりません。
以上でございます。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

5番（南田善紀）（登壇） 渡瀬教育部長のほうから、教員不足に対しては、今、町の手厚い配置により足りているというようなお話を伺いました。

しかし、本年度1学期、三郷小学校で担任教員が1名辞めているかと思えます。その後、教員配置ができず、教頭先生が教室に入っているというような現状を伺いました。それが町講師であるのか県費講師であるのか、そこは私は伺っておりませんが、その後担任がどうなったかというふうに伺ったら、専科教員が2学期から持っているというふうに聞いております。これを教員が不足しているのではないかというふうに私は思います。それについて、現状をいま一度お聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。南田議員の再質問にお答えさせていただ

きます。

議員おっしゃるように1学期に退職された方は県費の職員でございます。ご存知のように専科の先生が対応しているところでございます。ただ、今、厳密に言えば1名減となっているところでございますけども、先生方が協力して何とか携わっていただいたておりまして、特に困ったということをお願いしておりませんけれども、また実情をちゃんと再度確認して、足りないのであればまた県のほうにも要望してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

5番（南田善紀）（登壇） 何らかの事情で、職を失うこともある、教職員が辞めていくことがある。これはもう致し方ないことかと思えます。それに対して、教頭先生をはじめ、全員でバックアップしていく、この体制もすばらしいものだと思います。ただ、それに対する子ども達の影響、途中で担任がいなくなり、それを教頭先生が持ち、2学期から別の学年から先生がやってくる。これが保護者にどのように感じるのか、子ども達がどのように感じるのか、教職員達がバックアップしていく限界があるのかないのか、こういったことを考えていっていただきたいなと思えます。課題というのは教員不足が課題なので、何とか全国的にこの教員というのを確保していこう、講師ではなかなか来ない、じゃあ、どうやって教員を確保していくのかというのを、いま一度、私もいろいろと調べてみたいと思えますし、ともに考えていきたいなと思えます。

大阪府では、豊能地区という地区が大阪府より委託を受けて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の5市町村で独自に教員の採用をしております。これは平成24年より行って、全国で初めてのことで、全国的に行われていることではないと思えます。三郷町独自で教職員を採用するというのはなかなか難しいことかもしれませんが、未来を担う子ども達によりよい教育、安心した学校生活を送るために、近隣市町村と協議しながら採用していく方向というのをこれから模索していただきたいと思います。このお願いをしまして、今回の私の質問は控えさせていただきます。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。南田善紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、4番、奥山一臣議員、一問一答方式で行います。

4番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 奥山一臣議員。

4番（奥山一臣）（登壇） 議席番号4番、奥山一臣です。初めての一般質問、フレッシュな気持ちでやらさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、1問目、「三郷小学校西門前擁壁の危険個所について」です。

皆様もそう遠くない記憶にあると思いますが、2020年10月10日正午頃に、竜田運動公園横の擁壁が崩落いたしました。幸いにも事故の発生が土曜日のお昼であったこと、そのことから、人的被害はゼロでありました。しかし、もし、子ども達が通学する時間帯にその場所が崩れてたらと考えると、非常に怖いことになっていたと思うんです。

先日、私の知人から連絡があり、三郷小学校裏の擁壁、ちょっと危ないぞという話がありましたので、現場のほうに見に行かせていただきました。三郷小学校裏の城山台側の西門を出て左に曲がっていくと。多聞号という機関車があるんですが、その裏辺りの間知ブロックが積まれている擁壁が、横にひび割れが入っている状態になっておりました。私はその竜田運動公園横の擁壁のことをすぐに思い出しまして、大変危険な状態だと思いました。

そこの通路は、以前は、給食センターに行く職員の方がずっと通勤されていた場所で、そもそも子どもが通る場所ではなかったんです、以前は。ただ、中学校の建て替えをもって、その時期から今378名おられる小学校の学生さんのうち、ほぼ7割の方がそこを通って通学されています。

そこで、町に対してご質問いたします。その場所、私が言っていたいて見に行かせていただいた場所、危険だと思います。その児童の通学路横の擁壁が危険な状態であることに対して、今後どのように対処、処置をされていくのか町の見解をお聞かせいただければと思います。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、奥山議員の1問目のご質問について、お答えさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては、児童や生徒の生命を守る上で重要な取り組みであります。本町におきましては、毎年度、通学路の合同点検を実施し、危険

箇所調査及び改善策の検討を行っております。内容といたしましては、学校、警察、道路管理者、関係機関と連携し、交通量の多い道路や横断歩道、グリーンベルトの不備など、児童・生徒の安全に直結する問題を洗い出し、その場で解決策を検討しております。

近年は、通学路のみではなく、幼稚園及び保育園のお散歩コースについても対象にし、町内全ての子ども達が安全・安心して過ごせるように取り組んでおります。

今回ご質問いただいております三郷小学校西門向かいの擁壁が危険な状態であることにつきましては、以前に指摘があり、現地を確認した際、ブロックのクラックや隙間、表面の剥離等が見られました。目視による確認ではございますが、クラック等はあるものの、背面の法面の土砂に土圧に耐え切れず擁壁が変形している、あるいは、排水不良などにより法面の形状が不形成となっているなどの事象は見受けられず、今すぐ崩壊するといった状態ではないものと判断した経緯がございます。

しかしながら、現在三郷小学校西門は立野方面や城山台方面から多数の児童が通学時に利用しており、当該擁壁付近を通っていることから、安全確保の観点からも、早急に補修等の措置を講じてまいりたいと考えております。

今回、職員による目視での状況を確認いたしました。万一の場合に備え、専門家により擁壁躯体の状態、背面土砂の状態、排水の状態などの調査を実施したいと考えております。

今後におきましても、児童・生徒が安全・安心に登下校できるよう、学校保護者の方をはじめ、地域の皆様方がお気づきになられた箇所も含め、関係機関と連携しながら改善に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

4 番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

4 番（奥山一臣）（登壇） ただいま渡瀬教育部長から答弁いただきました。

まず、三郷町の子ども達は幸せだなと感じました。通学路の安全確保については、私も以前PTAの役をさせていただいていたので、毎年見直していただいているのは存じ上げております。その中でも、きちんと各機関で対応してくれていることや、今後、まずその場所を補修していただけること、専門家による調査も行

っていただけるということをお伺いして、安心いたしました。

今後、今の考え方のまま、きっちりと子ども達が安心して通える学校づくりをしていただけたらなと、そして住民の方が安心して住めるような地域にしていだきたいと思います。この回答をもちまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。4番、奥山一臣議員。

4番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 奥山一臣議員。

4番（奥山一臣）（登壇） すいません、どうやら緊張しています。2問目の質問をさせていただきます。

2問目、「三郷小学校老朽化による建替えについて」です。

三郷小学校は、来年6月をもって創立150周年を迎える大変歴史のある学校であり、現在の校舎も改修を重ねながら、子ども達の成長を見守ってくれています。しかし、経年劣化による漏水や不具合も多く発生し、都度学校職員の皆様が補修をし、学校を運営してくれていますが、保護者の方からは、授業中に教室内で児童の頭に水が漏れてくるということもあるというのも耳にしております。

学校職員の方のお話では、校内で補修が必要な箇所は、8月15日現在、69か所、本日朝、もう一度再確認した際には80か所、今日の朝もプールの電源が入らないというような故障もありまして、今現在もそういうことを抱えながら運営してくださっております。

私が問題視しているのは、水がコンクリートの中を通り抜けて、児童の頭の上に漏れているということは、そのコンクリートが内部で腐食して、腐っている可能性があるということです。町として建て替えという考え方があるということも以前お伺いしました。改めてもう一度、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせいただければと思います、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、奥山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

明治7年、1874年の開校以来、来年で150周年を迎える三郷小学校です

が、既存施設は、昭和45年に建設後、平成12年に大規模改修を行っており、現在に至っており、それ以来23年が経過し、いたるところで老朽化が進んでいるのが現状でございます。

そのような中、平成30年12月に公会計PRE推進プロジェクトを立ち上げ、議論を始めました。PRE推進とは、地方財政を運営する視点から、地方公共団体が保有する各種の不動産を合理的に管理、活用するもので、当時、三郷小学校を含め町内施設111か所を洗い出しました。これを受けまして、その後、老朽化が進む学校施設等を中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的な維持管理を行うため、その基本方針や改善方針などを示した学校施設長寿命化計画を令和2年度に策定いたしました。その結果、長寿命化工事を行ったとしても、大きな効果は期待できず、更新が望ましいという結論に至り、議論を重ね、一例として、児童数が減少している現在の三郷小学校の敷地内に、同じく生徒が減少している県立西和清陵高校を誘致し、コンパクトに集約できることから統合してはどうかという案もございました。

そして、令和4年5月に、その案を他の要望とあわせまして、三郷町のまちづくりに係る要望として、奈良県知事に提出し、その後に県との協議を行いました。が、奈良県知事が交代したこともあり、現在、話が進んでいない状況でございます。

このように、本町といたしましては、老朽化が進んでいる三郷小学校を単に建て替えるのではなく、以前より三郷町全体を見据えた総合的な計画で進めております。

以上、私からは教育施設関係を答弁させていただきましたので、町全体については、加地総務部長から答弁させていただきます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。ここからは町全体のまちづくりに関係いたしますので、私のほうから答弁させていただきます。

町長の4期目の決意の中に、将来を見据えたエリアの構築として、五つのエリアがございます。そのうちの四つにつきましては、8大事業によりまして、ほぼ全てが動き出しているところでございます。残る一つとして、文教行政エリアがございます。その中に含まれております三郷小学校は老朽化が進んでいることか

ら、先ほど教育部長が申し上げましたとおり、以前から実施に向け検討しているところでもあります。

しかしながら、それだけで考えるのではなく、もっと大きな視点で捉え、その周辺全体、いわゆる文教行政エリアである役場庁舎、文化センター、スポーツセンター、ウォーターパーク、保健センター、図書館、西和清陵高校、奈良県農協、近鉄信貴山下駅等々の老朽化なども勘案した上で、構想を持たなければ、三郷小学校を先行したとて、手戻りや無駄が生じてしまうことも考えられます。

そして、事業を進めていくには、当然、財源が必要となってまいります。それらを踏まえ、今回の補正予算では、計画的な財源の確保として、公共施設整備等基金への積み立てを計上させていただいているところでございます。また、基金だけで、財源が充足されるわけではございません。起債を起す必要がございます。中学校の建て替えでも活用いたしました施設を複合することで有利となる起債、公共施設等適正管理推進事業債の期限が令和8年度までとなっておりますことから、三郷小学校の建て替えが文教行政エリアの中では先行するものと考えております。

それらを総合的に勘案した上で、現在、全町一丸となって連携を図り、文教行政エリアの構想を立案しているところでございますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

4 番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

4 番（奥山一臣）（登壇） ただいま、渡瀬教育部長、そして加地総務部長の答弁をいただきまして、きちんとビジョンを持って前向きに考えていただけているのだと実感いたしました。

私の子どもも私自身も、多分ここにおられる方ほとんどの方が三郷小学校に関わられてこられたんだと思うんです。今後、この未来、三郷町を支えていく子ども達のために、安心・安全な学びの場を与えていただけたらと思います。そのことをお願いいたしまして、2問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了いたしました。

4番、奥山一臣議員の質問は以上をもって終結いたします。

次に、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 議席番号7番、木谷慎一郎でございます。議長のお許しをいただきまして、私からは、「子どもの熱中症対策及び緊急連絡のための携帯電話の持ち込みについて」ということで、これは中学校への携帯電話の持ち込みについてということで質問をさせていただきます。途中、議長のお許しいただきまして、パネルの掲示をさせていただくことがございますので、またご覧ください。

令和5年7月28日、つい最近ですけれども、夏休み中の部活動を終えて、帰宅途中の女子中学生が熱中症と見られる症状で路上で倒れ、そのまま死亡するという痛ましい事故が起きました。この中学生については、熱中症に特別な配慮を要する体質・体調であった等の情報はなく、報道によると、部活動の講師は、20分置きに水分補給を指示し、かつ厳しい暑さが予想されたため、予定より1時間早く解散し帰宅させるなどの配慮をしていたにもかかわらず、このような事故が起こってしまったということだといえます。このことを前提に質問させていただきます。

三郷町において、夏休み中の中学生の部活動における熱中症対策はどのようにされていきましたか。そして、そもそも学校の管理が及ばない登下校中の熱中症予防をどのように図れるものと考えておられますでしょうか。そして、熱中症を含めた登下校中の緊急連絡のため、一定のルールの下、中学生に学校への携帯電話の持ち込みを許容していくことも議論すべきと考えますが、いかがでしょうか。

町の考えをお聞かせください。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本年7月28日午前11時過ぎ、山形県米沢市で、部活動を終え、帰宅途中であった女子中学生が熱中症で死亡するという痛ましい事故が起きました。当日は午前8時30分頃から部活動に参加され、およそ20分置きに水分補給をし、予定より1時間早い午前10時前に部活動を終えたということでした。議員おっしゃるように、そこまでの配慮をされながらも事故が起きてしまいました。

本町における夏休みなどの厳しい暑さの中での活動を実施する際の熱中症対策につきましては、まず暑さ指数、いわゆるWBGTを計測した数値に基づき、部活動を実施しております。

次に、生徒の当日の体調を確認し、活動するか否かを判断いたします。活動中は、10分から20分毎に休憩を取り、水分やミネラルの補給を行いながら、部活動を実施することとしております。

また、直射日光が避けられない運動場では、体温を下げるためミストシャワーを設置して、休憩中や運動後にクールダウンが取れるようにしており、体育館と昇降口には冷水が摂取可能なウォーターサーバーを当初の1台から2台に増やすとともに、時期を早めて設置しており、部活動中や下校時の熱中症対策に対応しております。

次に、学校の管理が及ばない登下校中の熱中症予防につきましては、帽子をかぶり、日傘を差すことで直射日光を避ける、水筒などで飲物を持ち歩き、小まめに水分を補給する。暑さ対策グッズを活用するといったことも生徒には周知しているところでございます。

次に、熱中症対策を含めた登下校中の緊急連絡のための携帯電話の持ち込みにつきましては、管理上の問題がございます。現在、家庭の事情等によりごく一部の生徒には携帯電話の持ち込みを許可しておりますが、学校内では、職員室にて教職員が管理しております。議員おっしゃるよう、全ての生徒に携帯電話の持ち込みを許容した際、多数の携帯電話を教職員が預かることになり、どの生徒が持参してきたかの把握、扱い方や故障した場合の責任問題、異なる所有者への返却など、教職員の管理に相当な負担がかかります。

一方、教職員の管理ではなく生徒の管理となった場合は、授業中に使用し、授業妨害につながるおそれがあること、撮影や個人情報漏えいなどのトラブルにつながることで、盗難や紛失のリスクが発生するおそれがございます。

以上のことから、現状、学校への携帯電話の持ち込みは考えておりませんが、近年、熱中症にかかることが増加していることから、また学校長と協議してまいります。

以上でございます。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

7 番（木谷 慎一郎）（登壇） ただいま、さまざまな対策のほうをご答弁いただきました。

熱中症に関しまして、私が運動部にかつて所属していた頃は、水分補給をしたら疲れるから飲まないほうがよいなんて言われていましたけれども、その頃から本当に常識が大きく変わりました、今の1年間での熱中症の死者数というのがあるんですけど、こちらグラフで見ただけだとは思いますが。

ということで、平成の初め頃は年間200人ほどという状況だったんですけども、今や毎年1,000人を超えるという状況で、以前の常識を基に考えてはいけないのかなというふうに思っております。

部活動におきまして、挙げていただきました対策、いろいろございますけれども、それに加えて、部活動では特に本人が体調が悪いと感じたときに、無理をせず休息を申し出ることができるような雰囲気づくりというのが本当に重要だと思いますので、そのあたりも留意していただけたらというふうに思います。

これらの対策については、しっかり対策をやっていただきたいと思っておりますし、学校内での対策は、ご答弁のように既にいろいろ行っていることかと思っております。それでも学校の管理の及ばない登下校中については、生徒の自己管理、基本的には自己管理に任されることになって、ご答弁でいただいたような、帽子や冷却グッズ、また日傘というものを使っても、なかなか完全には防ぐことができない、難しいのではないかとこのように思っております。

登下校中、熱中症などで動けなくなってしまったようなときに携帯電話で助けを呼ぶことができれば、命に関わる事態を避けることができるかもしれません。また、熱中症に限らないで、登下校中に事件、事故、犯罪や災害など緊急の事態が起こったときでも、携帯電話で連絡ができるというのは親にとっても本人にとっても、大きな安心材料になるのではないかとこのように思っております。

先ほどの熱中症で中学生が亡くなられた後の学校での説明会や2018年の大阪府北部地震の際などでも、学校への携帯電話の持ち込みが認められないかという保護者の声が上がっていたというふうに聞いております。とりわけ中学生は、小学校は保護者や地域のボランティアさんの方々からの見守りであったり、現在では三郷町は無償で使えるミマモルメのようなものがありますけれども、中学生には、これらが無い、無償のものがないということ、そして、中学生は部活動に参加する子どもが多くて、下校時間が遅くなりがちなこと。中学生は小学生に比

べて通学の距離が長くなるなどの事情があります。

大阪府では、大阪府の北部地震の後、平成31年に登下校の安全確保の目的に限って、携帯電話の持ち込みを認めております。そして、国も令和2年7月31日に、学校における携帯電話の取り扱い等についてという通知を出しまして、中学校については、十分なルールや環境づくりを前提に、持ち込みを認めることができるという通知を出しております。

さらに、内閣府が毎年実施しております青少年のインターネット利用環境実態調査というものがあるんですけども、これによると、中学生の78.1%がスマートフォンを使ってインターネットを使っており、うち91%が自分専用のスマートフォンを持っていると。これらの数字から計算すると、こちらのように中学生が自分の専用のスマートフォンを持っている確率は、平成30年のときには、全体の48%の子どもが自分専用のスマートフォンを持っていたという状態だったんですけども、そこから年を追うごとに、48%、53%、56%、66%、そして、令和4年度は71%の子どもが自分専用スマートフォンを持っている状態であるというふうに言われております。

このような既に多くの中学生はスマートフォンを持っている、自分専用のスマートフォンを持っているという事実を前提にしまして、むしろしっかり子どもがスマートフォンと節度を持って共存できるように、学校も関与しつつ、学校や家庭で適切なルールがつけられるきっかけとすることが必要なのではないのでしょうか。

ということで、ご答弁いただいたさまざまな管理上の問題等々あるとは、管理の手間は増えるとは思いますが、例えば専用のロッカーで預かるであるとか、校内では触らない、家では使い過ぎないなど、校内や家庭における適切なルールを設定することで避けることができることが多いのではないかなというふうに思っております。

そして、これほど普及しているインフラとも言える状況で、これを子ども達の安全確保のために使うことができれば、その費用対効果の高い防犯対策と考えることはできないでしょうか。

ということで、そこでお聞きいたします。校内はもちろん登下校中も触らない、歩きスマホなどをしないといった適切なルールを学校も関与をしつつ、つくった上で、登下校中の安全確保のために、中学生について携帯電話の持ち込みを認め

つつ、経済的、または家庭の教育上の理由などにより、携帯電話を持たない中学生については、小学生と同じくミマホルメの無償貸与を行うことで、少ない予算で三郷町の全ての子ども達に安全確保が図れるものというふうに思いますが、このことについていかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、木谷議員がおっしゃったように、今ではほとんどの中学生がスマホを持っているというものの、やはり持ってない、家庭の事情や何らかの理由によって持ってない方もございます。学校へ持参したいけれども、そういった理由で持ってこれない生徒のことを考えれば、やっぱり慎重に考えるべきだと思っております。仮に、学校へ持参する際には、管理上の問題や使用方法など、一定のルールを定める必要があることから、学校への持ち込みを許可している事例等を参考にしながら、今後とも学校とも慎重に協議していく必要がございます。

また、ミマホルメでございます。現在、小学生のみ無料としているミマホルメですけれども、中学生にも無料ということなんですけれども、それにつきましては、今のところは考えておりません。

以上でございます。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） やはり管理上の問題は大きいなというのと、ある程度やはり中学生という段階では、公平性みたいなところを見ることも必要なのかなというふうなご答弁をいただいたということで思います。

ただ、今後、スマートフォンをはじめとするインターネット、電子機器等につきましては、使用が減るということは恐らくなくて、これから広がっていく、身近になっていく一方の状況ですので、本当にある時期でそういうものをよくよく活用して、適切に共存ができるような、学校も含めて、家庭でも教育をしていけるような機会、そしてそれを子ども達の安全確保に使っていけるような状況、使っていかなければいけない状況というのが必ず出てくるかと思えます。そのときはまた、改めてご検討いただけたらと思えますので、またよろしく願いいたし

ます。

以上です。

議長（先山哲子） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結いたします。

これをもって、一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は、全て終了いたしました。明日からは各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時52分